

第16回藤沢市総合計画審議会

と き 2010年(平成22年)11月20日(土)
午前10時～11時30分
ところ 藤沢市保健所3階大会議室

次 第

- 1 開会
- 2 議事録確認(資料1)
- 3 議事
 - (1) 各会議体の会議開催状況について(資料2)
 - (2) 実施計画の策定に当たっての基本的な考え方と取組状況について(資料3)
 - (3) 基本構想副読本について(資料4)
 - (4) その他
- 4 その他

書記(事務局)
藤沢市経営企画部経営企画課
電 話 (0466) 50-3502
ファクス (0466) 50-8402
e-mail kikaku@city.fujisawa.kanagawa.jp

第15回藤沢市総合計画審議会

と き 2010年（平成22年）9月21日（火）午後2時

ところ 藤沢市役所新館7階第7会議室

（第1部）

1 開 会

2 議事録確認

3 議 事

（1）各会議体の会議開催状況について

（2）パブリックコメントの実施結果について

（3）新総合計画基本計画答申案について

（4）答申について

4 その他

（第2部）

1 藤沢市総合計画審議会 基本計画答申

2 お礼の言葉

3 その他

事務局

開会に先立ちご報告いたします。1点目は会議の成立について、審議会規則第7条の規定により、審議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないとされております。委員数24名のうち出席委員15名で過半数の出席ですので、会議が成立したことをご報告いたします。

2点目は資料の確認です。(資料確認)

3点目は前回議事録の確認です。後ほどご確認をいただき、訂正等がありましたら10月15日までに事務局にお知らせいただきたいと思います。

それでは、曾根会長、よろしくお願ひいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

曾根会長

ただいまから第15回総合計画審議会を開会します。

本日も円滑な議事進行に務めながら、委員の皆さんの活発なご議論をいただきたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

本日は2部構成として、審議を行った後に、基本計画についての答申を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

はじめに、本審議会は公開としておりますので、傍聴希望者がおりましたらご案内をしてください。

(傍聴者1名入室)

なお、傍聴者は発言できませんので、よろしくお願ひいたします。

前回の議事録確認は事務局から説明がありましたので、早速、議事に入ります。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

曾根会長

議事の(1)各会議体の会議開催状況について、事務局から報告をお願いします。

事務局

(資料2参照)

8月31日に開催された第14回総合計画審議会以降の各会議体の開催状況を時系列でご説明いたします。まず9月6日に第14回「わいわい・がやがや・わくわく会議」が開催され、基本構想の副読本企画案について引き続き検討がされております。

9月7日には市議会議会全員協議会が開催されております。その内容は別紙の議事概要をご覧ください。

9月12日に開催された第13回地域経営戦略100人委員会では、めざそう値調査の実施結果について確認と報告があり、その後、藤沢全市域を対象にまちづくり計画ができてきて、自助、共助によって地域市民が連携して進めていくようなまちづくり地域事業、市民連携事業等々について問題・課題を整理検討し、実施計画の中に反映すべきまちづくり事業の準備シート、あるいはまちづくり事業検討シートをもとに意見交換がされる予定です。

それから9月14日から16日に基本計画起草部会が開催され、基本計画
答申案の文言の整理、パブリックコメントの実施結果の整理等をいたしました。
以上です。

曾根会長

次に、地域経営戦略100人委員会の基本計画策定に向けての取り組みに
ついて、補足説明がありましたら玉村コーディネーターからお願いします。

玉村委員

第13回委員会では、特にめざそう値の調査に関して短期間で集計して
1,367件の回答を得ております。それにはかなりの委員の努力があったこ
とをお伝えしておきます。もちろん支援していただいた各市民センター、
行政の各部署の方々にもご尽力いただいたと思っています。

曾根会長

それでは、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、議事の(1)を終わります。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

曾根会長

次に、(2)パブリックコメントの実施結果についてお願いします。

事務局

(資料3参照)

8月10日から8月30日まで行ったパブリックコメントの結果について
は、前回ご説明いたしました。意見提出者は10名、25項目をジャンル別
に分け、回答案を取りまとめ起草部会にお諮りし、整理したものを広報ふ
じさわ10月10日号に掲載して、10月12日から11月11日まで市役所
案内受付以下市政情報コーナー、各市民センター等で配布していきたい。
また市のホームページでも公表していきたいと思っておりますので、よろしくお
願いいたします。(意見については別紙参照)

曾根会長

パブリックコメントについてご意見・ご質問がありましたらお願いいた
します。

特にないようですので、次に移ります。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

曾根会長

(3)新総合計画基本計画答申案について、説明をお願いします。

事務局

まず基本計画答申の構成についてですが、基本計画(案)「私たちの政
府」が創るまちづくりの進め方の第4章「市域全体のまちづくり計画」と
第5章「地域まちづくり計画」の部分を抜き出してきた3つが1つになっ
て基本計画案になっております。(資料4参照)

別冊の答申書では、1ページは総合計画審議会・起草部会委員が記され、
2～3ページに基本計画に係る審議会開催日程等々を載せております。

それでは、主な修正点を中心に「私たちの政府」が創るまちづくりの進
め方」からご説明いたします。13ページの図3ですが、市民力のところ
に、パブリックコメント、市民電子会議室、討論型世論調査に「各種のア
ンケート調査」を追加しております。

5ページから17ページ、今まで「ふじさわ未来課題」となっていたの

を「重点・ふじさわ未来課題」と整理しております。

18 ページ、表 2 を事実在即して「区分」を「計画区分」、「目標・活動」とし、「まちづくり指標」と正式名称を入れました。

42 ページの「第 4 章 市域全体のまちづくり計画」の 2 藤沢づくりの都市構造、都市フレームとは何かの説明を加えております。

47 ページの「(2) 都市連携を見据えた広域都市構造」の考えは何かということの説明を加えております。

48 ページの図は、わかり易くいたしました。

57 ページ、上から 2 行目「市民、地域と行政が、NPO、企業など様々な藤沢の主体と連携していくなかで、協賛の確保、ネーミングライツ、基金の活用、公共資産の有効活用についても積極的に検討します。」と修正しました。

64 ページ、「第 8 章 進捗管理」は、文言、字句とか表現について統一いたしました。

65 ページ、図 7 の「実施計画」を大きく修正しました。左側の地域まちづくり計画ではまちづくり目標、まちづくり活動、そして実施計画は 2 つに分けて、①まちづくり地域事業は、自治会、町内会、ボランティア、活動団体などと地域経営会議が連携して進めていく自助、共助いわゆる行政投資を伴わない地域事業で、非常に重要な部分です。②まちづくり行政事業は、予算づけが必要な事業。市域のまちづくり計画では、③から⑥でまちづくり行政事業、④まちづくり市民連携事業、⑤まちづくり公民連携事業は民間等からいろいろな提案を受けてやっていく事業。⑥まちづくり広域連携事業は、国県市町と連携して進めていくような事業に整理をしたことと、文章等の整理をしました。

次に、「市域全体のまちづくり計画（案）」です。1 ページ、「めざそう値」については、藤沢でさまざまな活動を担ってきたボランティア団体、町内会、自治会、まちづくり活動団体等々と領域の方々や市民センターのご協力を得て、1,367 件分の意見を集めました。それについては全市域分と 13 地区分の現状値を踏まえてめざそう値、3 年後どこまで目指すのか、6 年後どこまでめざすのか、役割の担い手は誰が担ったらいいのかということ整理をいたしました。今回の調査は 5 段階でやって、その中央値で集計しました。中央値とは、すべての値を大きい順に並べたときに中央に来る数値で、平均値よりも極端な数値に影響されにくいという集計論を採用いたしました。棒グラフ、円形グラフでめざそう値、役割の担い手を最終的には書きたいと思っております。役割の担い手は 5 段階評価と、紙面の関係で凡例として A の市民（個人・家庭）から G その他としました。小数点以下の端数処理のために 99.5% を 100% にしたので、最終的に処理し

たいと思いますが、その点ご理解いただきたいと思います。(以下参照)

次に、「地域まちづくり計画(案)」の3ページ、同じようにめざそう値アンケート調査結果が出ましたので、例えば片瀬では、まちづくり目標01 みんなにやさしい思いやりのまち片瀬、成果指標が①地域活動に参加したことがある人の割合が、現状値では7%でした。それを3年後は10%、6年後は15%に上げていこうということです。そして役割の担い手はAの市民が19%、Bのボランティア・NPO・活動団体が21%、Cの自治会・町内会等が21%等々となっています。その下の「地域まちづくり活動」の《活動-1》が今までは「指標の視点」という言葉を使っていたけれども、内部で議論した結果、「成果の視点」の方が内容に即しているということから修正いたしました。以下、全ページにわたってめざそう値、役割の担い手が入っております。

13 地区ごとの地区全体集会在終りまして、いろいろな意見交換結果の議論も含めて13地区の地域経営会議から市民センター・公民館を通じて地域まちづくり計画の修正・追加・加筆等がありました。主な修正点は成果指標の視点の書きぶりの修正、目標の背景・方向性の修正、ふじさわ未来課題の一部入れ替え等々ございました。例えば11ページ、片瀬ですが、《活動-14》の<成果の視点>の文言が一部、「市民主体の事業が行われていること」を追加しています。43ページは村岡ですが、目標の背景・方向性の四角の中の下から3行目「子どもから高齢者、障がいのある方まで」を追加しております。

109ページは六会です。ふじさわ未来課題の9番「子どもも安心して暮せる環境があること」と、(関連未来課題14)というのは、14番というのは、学校・家庭・地域のつながりを育む活動が活発であることと、子どもを安心して育てる環境があることというのは、地域で「気づき」の深掘りをした結果、9番の方を未来課題として「子どもを安心して暮せる環境があること」にして、今まで活用していた学校・家庭・地域のつながりを育むのを入れ替えたということで、内容は変わっておりません。以上、各13地区に語句、文言、文章の追加修正がされているということでご理解いただきたいと思います。

次に、「藤沢市心総合計画基本計画について(答申)」、起草部会でいろいろご検討いただいて、先ほども一部修正をして、このような答申案を取りまとめましたので、ご確認いただきたいと思います。(答申案朗読)

答申書には審議会委員及び起草部会委員、審議会等の開催日程を掲載しております。以上です。

曾根会長

今回の基本計画案の修正については、スクリーンで表示いたしますので、この場で確認をいただきながら進めてまいります。

それでは、ご意見等がありましたらお願いします。

田中委員

基本計画では「成果指標」とか「現状値」とか「めざそう値」が新しく出てきているけれども、質問項目は、まず「役割の担い手」にAからGまで、説明は凡例にあるが、各主体がパーセンテージで実際の行動する主体の期待を示しているということですが、現実にはパーセンテージで示しても2%、3%違ったときにどういうふうなことを考えて、こういう数字を出していくのか、お聞かせください。

事務局

今回、初めて取り入れた仕組みでありまして、「新しい公共」という理念に基づいて戦略目標、地域まちづくり計画というものを推進していこうという中で、この「役割の担い手」というのは、誰が中心に、誰が連携して推進し担っていったらいいのかを、先般の「めざそう値」等のアンケート調査の中で取り組みの多様な主体があるわけです。その結果、整理されてきた数値である。したがって、これをどういうふうに使っていくかという、例えば地域まちづくり計画の御所見では、こういう役割の担い手が出てくれば、今度はそういう役割の担い手を見据えながら実施計画をどう動かしていったらいいのか、どうまちづくり地域事業を誰と誰と連携してやっていったらいいのかということに活用していくような形で使っていきたい。確かにパーセンテージがいろいろ分かれているけれども、このまちづくりの担い手をどういう多様な主体が、どういう期待感を持っているかということを表した指標というふうにご理解いただきたいと思います。

田中委員

何かわかりにくい。パーセンテージが多い人と少ない人とはどういう解釈をしたらいいんですか。

事務局

例えば市民活動について参加したい割合となれば、市民やボランティア団体、自治会、町内会の方たちのパーセンテージが非常に高く、我々がそういう役割を担っていくべきだと思っている形の声がパーセンテージにあらわれています。もちろん企業等は低いけれども、これはもうちょっと頑張ってもらいたいと、企業も市民活動に積極的に社会貢献という形で参加していただきたいと、そんなふうにとっていただければいいかと思えます。

曾根会長

玉村委員から補足説明をお願いします。

玉村委員

こういうのはなかなかもどかしいところであるかと思えます。めざそう値とか、ここでは「役割の担い手」となっているけれども、役割分担という言い方をするとか、総合計画の中にできるだけさまざまな検討資料を入れようということは、いろいろな自治体が挑戦してきているところです。全般的な言葉として、基本構想、基本計画、実施計画と進めてきていて、基本計画はあくまで情報体系みたいな言い方をしてきました。様々なことを考えるヒントとなるような情報の体系をつくるということです。若しく

は何かの議論のきっかけをつくらうとか、それを踏まえて実施計画に行くと、その真ん中にあるものなので、情報をいろいろ詰め込みましょうとやっているのが大前提なわけです。そのために「ふじさわ未来課題」のように、一生懸命洗い出してきたもの、重点化したもの、それを地域ごとにどう解釈して、地域まちづくり目標とか地域まちづくり活動とか、若しくは全市として政策目標とかを掲げたと。さらにそれを指標にして現実としてどういう実態なのかを確認できるようにしましょう、ということも情報の体系として入れておこうということをしている。その中で指標を掲げて現状値を出すだけではなくて、何か参考となる情報をということで「めざそう値」とか「役割の担い手」が入っている。それをどうやって設定するかというときに、絶対的な目標としてパーセントですということも言ってもいいけれども、それではなかなか進まないことがあるので、藤沢市あるいは各地区で実践してきた方にお聞きしてみて、いろいろなデータを集めてきたのが1,300何件で、これはすごいことなんですけれども、そうしたときに現状値に関してめざそう、というのはどこまで行ったらよくなったと言えるかという値を出してみようとしたわけです。そうしたときに現状とめざそうにギャップが出てくるので、そのギャップを埋めるのは誰が役割を持っているかということもAからGまでのものが並んでいて、それについて5段階の尺度で回答してもらうような感覚で回答していただいた。それぞれについて実感のある方々として、さまざまな回答として重みづけに差がついていくことになります。それをどう示すかというときの悩ましさが幾つかあって、これはいろいろな自治体とかいろいろな研究でデータの作り方が出てきたわけなんですけれども、その人がどういうところに重みづけをしたかということの数字を100%に直して平均を取ってみると、参考としてこういうような数字が出てきたんです、ということができたわけです。これは誰かにやれというものでもないし、見てみるといろいろな方にありますね、という数字が出てきたりするけれども、比較してみると、かなり重みづけに差があったりということが見えてくるので、それを踏まえて使うのであれば、例えば企業は困難なのかという議論がきっかけとして出てくる。ですから、この後実施計画を検討するきっかけとしてそういった数字をつくって、基本計画という情報体系の中で位置づけられているというものだと思います。

曾根会長 玉村委員に確認ですが、現状値というのはデータの結果から出てきたものですね。

玉村委員 調査をしたか、統計を集めてきたか、いろいろなやり方で取っております。

曾根会長 めざそう値というのもアンケートの結果を見ると、将来的にこういう数

字というのが出てきたわけですか。

玉村委員 めざそう値に関しては実際に名前を出していただくか、肩書きを出していただくか、どういう立場なのかを出していただく前提でご回答いただいたと、それも調査かといえは調査です。

曾根会長 役割分担のところもそれぞれの地域で何人かの回答を平均すると、こんなような形で出ていると考えていいんですか。

玉村委員 めざそう値を聞くときに、あわせてご回答いただいているということですか。

田中委員 担い手については、参考のためにこういう団体がこのくらいの役割で行動主体があるというような参考値ということならいいけれども、ここにはっきり役割の担い手のパーセントの数字は何ですかと言われたときに、私は今でも答えられない。10%の団体はどういう役割の担い手で、20%ほどの程度の役割の担い手なのかと言われても、同じことをやるわけで、そこに私は10%の役割しかないんだから、あなたの20%の方が余計なんだから、私はやらなくてもいいじゃないかという話にもなってしまう可能性もある。このパーセンテージというのも1%刻みで書いてある。全部がこういう数字で、差異がない。このテーマについてはこの主体とこの主体が主体になっていると。ほかのところはこうですよということがあればいいけれども、それもなくてほとんどがAからGまで、それも数%の差で全部の項目について羅列しているけれども、その辺がよくわからないんです。

もう1つは、現状値はわかるけれども、めざそう値に対しても不自然なところがある。例えば犯罪件数などは何%になればいいんだとなってくると、30%の犯罪件数が20%になったらいいのではないかと絶対値で示されちゃうと、本当はゼロにしなければいけないということで努力されているわけです、皆さんは。結果的には現在30が、努力した結果20になったり、10になったりしますということで、これをめざそう値の中にはっきり15%になればいいじゃないかとか、5%減ればいいじゃないかとか、こういうことを果たしてやっていいものかどうか、私見的には不自然なところもあるし、妥当なところもある。無理やりつけたところもあるので、その辺のところはどう考えるのか。

事務局 基本計画を印刷するまでの間に、めざそう値や役割期待値や現状値というものは、一体どういうものなのかという考え方を整理して、わかりやすく注釈をしたものを、後日ご確認をいただきたいと思います。

それから定性的な指標と定量的な指標がありまして、もちろん犯罪がゼロというのはそれに越したことがないけれども、どこまで3年間でめざしていくのか、ゼロを目的に3年後、6年後、9年後、12年後と行くわけですので、アウトカム指標を入れながら、それをさらにオーバーしてめざ

していくということで、定量的なものはそういう形にいたしましたので、注釈等を加えてわかりやすく整理をしていきたいと思っておりますので、一任させていただきます。

曾根会長

確かに交通事故とか火事とか犯罪とかはゼロがいいんですが、経験的に事故率というのがありまして、これがあるから保険が成り立つんですけれども、できるだけそれを少なくしようという努力は数字で出た方がいい。例えば交通事故で死亡している人が1万人いるとすると、それを8,000人とか6,000人まで下げようと、ゼロは確かに目指すべき方向だけれども、少なくしたいという数字で言えばそうだと思う。例えば自殺が3万人いると、3万人をゼロにするというのが望ましいと言っても、現実的ではないので、3万人を少し減らしましょうと。その数字のとらえ方も参考値としてとらえる考え方と、目標値としてとらえるのとらえ方と2種類あると思います。ただ、20%と22%とどんな違いがあるのかと、そんな厳密な話ではなくて、みんながまんべんなく25%ずつ横並びというのではなくて、ちょっとウエートで、ここのグループとここのグループが中心になってやるのではないかと、参考のときに利用する数字ではないかと思っています。

川島副会長

玉村委員は定量性を重要視されているけれども、田中委員はもうちょっとはっきりここが多いというような定性的だと思う。このデータを見るとパーセンテージがいっぱいあって、数字が細かくやっているので、図の書き方というか、データはデータとして置いておいて、例えば御所見とか善行とかその形が山の形でAからGまでつくられて、それで善行と御所見はここが違うよと、一目瞭然にしながら、担い手というのはここですよというふうに持っていったらどうかと思う。数字そのものとパーセンテージが多いとデータそのものを出されているから、玉村委員としては大事な統計処理でしょうけれども、その辺はいかがですか。

事務局

その辺についても先ほど説明させていただいたように、製本するまでには図表化がいいと思っていますので、色別でわかりやすく、この色はボランティア、この色を見れば企業というのがわかるようにさせていただきたいと思っております。

川島副会長

玉村委員、後ろに数値がしっかりとあった方がよろしいのでしょうか。

玉村委員

これは別に時間がないところから出てきたからAとかBとかなっていて、数字の羅列なんですけれども、ほかの自治体では、例えば帯グラフでどういうふうな感じなのか、どちらかというところ、ここを基盤に考えるためのきっかけづくりなので、細かい数字がどうだこうだということよりも、みんなで作るのが新しい公共なので、そういった議論を呼ぶときのきっかけとして見せる情報としては、もうちょっとビジュアルの方がいいと思うけれども、ほかの自治体ですと帯グラフを使うとか、そういう工夫をさ

れて、あくまで情報としてきっかけづくりという意味では見せ方の工夫がされています。

渡辺委員 役割の担い手ということで、めざそう値のためにこういう数字が出ているわけですね。現状の数値はつかんでいるんですか。

事務局 わかりやすい事例で言えば、地域まちづくり計画の168ページの御所見ですけれども、身近な環境をみずから守ることを行っている人の割合がどれだけいるかというのが成果の指標だろうと位置づけました。それについてアンケート調査を行って、御所見で身近な環境をみずから守ることを行っていると思っている方が7割いたというのがアンケートの御所見地区の結果です。それに基づきめざそう値とあわせて役割の担い手をやって、この現状値70%だったのを3年後に77.5、さらにみずから行動を起こす人を増やしていこう。6年後には85%まで上げていこうというのが出されたご意見で、それを現状値とめざそう値にギャップがあるわけですから、そこを考えていくためのきっかけとして、どういう人が役割を担っていったらいいのかといったときに、例えばそれはAですから、市民一人ひとりが担って頑張ろうと。あるいはボランティア団体が頑張ろうというのが15%。さらにCで地域の自治会・町内会もやっていこう。Bで企業も15%と、こういうアンケート結果から出てきて、こういう役割の担い手の1つの考えていく情報が出ましたので、これから実施計画をつくるときに、現状値を3年後にここまで上げていくときに、こういう人たちの活動をイメージしながら実施計画づくりをしていくということです。

渡辺委員 この「役割の担い手」は現状がわかればもっとはっきりしてくるのかなと思う。こういう問題は市民とか自治会といったところがしっかりやらないと、幼稚園とか子育て機関とか企業だと言ってもなかなか協力してくれているところはないわけですから、その辺の現状値がわかれば、企業でも少し協力しようかというのが出てくるのかなと思って、質問したわけです。

事務局 おっしゃるとおり、市民、自治会、町内会、ボランティアでも半数を超えています。さらに企業の人も頑張るべきだという願いも入っていますので、それらも入れて、これから地域の中で具体活動をしていきたいと思っています。

玉村委員 まさしく現状どうなのかということをしっかり見るが必要になってくる。それはこの後の実施計画の段階で、既にどういう活動が行われているのかということや地域まちづくり目標に関連して何があるのか、特にやるべきと考えたところに関して、この後検討されていくと考えております。今後やることを考えるからこそ今どうなのか、皆さん、どんな活動をしているだろうかとか、そういったことを話し合い、確認をしていこう

と、そういった動きがあると聞いています。

曾根会長

今の玉村委員のご意見は、渡辺委員と田中委員の回答だろうと思うんです。私が考えているのも数字はあくまで参考であって、具体的に進めるときにどういうふうに仕組みをつくったり、参加を募ったりというこれからの設計がかなり重要で、そのときに白紙で皆さん、よろしくというのは多分無理で、ある程度の数字としては、こういうグループに声をかけますと、あるいは参加してもらいますという参考の数字として利用できればいいのではないかと。ただし、それぞれの地域で数字はこうなだけけれども、現状はちょっと違うとか、もっとリーダーシップを発揮するというリーダーシップの指標がないから、どこが中心となってということはこれからの課題で、それをそれぞれの地域で解決していただきたいというふうに思うわけですが、そういう仕組みづくりをするときの参考値としてご利用いただきたいというに理解しているということで、よろしいですか。

原委員

答申の中でも盛り込まれている、地域主体のまちづくり推進のための条例の制定について、前々回のときにも述べたけれども、条例をつくることの必要性は理解をしているが、それを総合計画審議会が答申に出すことが果たして適切なのか。地域ではいろいろご苦労いただいて、それぞれの地域でまちづくり計画をつくっていただいているわけですが、現場においてどれだけ条例の制定を求めているのか、理解をされているのか。前々回に、事前に総合計画審議会でも考えていますよということを情報として伝えた方がいいのではないかと話をしたけれども、これまでに1～2ヵ月あったけれども、地域への投げかけなり地域の声を拾ってきたとか、その辺の取り組みはどうなっていますか。

事務局

その後も地域経営100人委員会等々何回か開かれて、いろいろ議論をいただいて、声も聞きまして、総合計画というものを三層構造の中で1年近くにわたってここまで来たわけですね。地域まちづくり計画をつくり、そのための市民集会を開いたり、気づきを集めてきたり、いろいろやってきました。そういうものを基本構想あるいは基本計画の中で、今後、進捗管理をしていかなければなりません。また、基本計画でも位置づけられているように、永続的な活動へとさらに進化していくと同時に、地域経営会議だけではなくて、町内会、自治会、ボランティア、活動団体、企業、大学とも連携していろいろ進めていかなければならない。そういう中できちんと自分たちの位置づけや進捗管理をしていく上できちんと整理していただきたいという声は我々も確認しております。

もう1つは、引き続きそういう答申をいただけるならば、さらにやりたい。それからなぜ総合計画審議会だと、4回議論してきたわけですが、今までの議論の中で基本構想をつくったときに三層構造の仕組みでつ

くる。さらに地域まちづくり計画、地区別実施計画というものを100人委員会の声を聞きながら、地域経営会議と市民センター・公民館が地域市民の声を聞いて案をつくる。そういうところまでやってきたわけです。さらにこれを実施計画は3年ごとの見直しで1年ごとのローリング、実施計画というのは2つの事業から分かれていて、まちづくり地域事業とまちづくり行政事業があって、まさに、自助、公助で知恵を絞りながらやっていかなければならない。そういう進捗管理をし、さらに地域の方々とも誰がこの地域まちづくり会議を実際に動かしていくか。こういうことも含めて新総合計画で打ち出した「新しい公共」や「地域分権」というものを進めていくためには、こういう1つの制度が必要であろうという経過だろうと思っております。

原委員

条例の必要性は理解するが、総合計画審議会が答申をする以上は責任を負うわけです。我々がこれをやるべきだと市長に申し上げるわけですから、我々が責任を負う以上、我々は慎重に判断していく必要があると思う。もちろん必要性はわかるけれども、地域の人たちにも理解をしていただいて、これで終わりではなくて、これからローリングなんかをやっていく中で、さらに続けていかなければいけないことなんだろうと思うんです。一方、地域経営会議というのは、総合計画をつくるためだけに立ち上げられた組織ではなくて、もともと地域経営会議が先に立ち上がっている中で、今回、総合計画を新しくつくり変えていこうという話が出てくる中で、地域分権の流れの中で、それぞれの地域ごとに地域に一番詳しい皆さんに話し合っただけでやってもらおうじゃないかという中で出てきた話だと思うんです。ですから、総合計画審議会と地域経営会議との関わり合い等を考えると、総合計画審議会からこういう条例をつくるべきだということを盛り込むのはおこがましいのではないかと。その辺が地域の方に十分理解されれば、条例の必要性なりは理解していますけれども、どうも総合計画審議会として大丈夫なのかと、その辺がちょっと心配なところがあるんです。

新井委員

「私たちの政府」がつくるまちづくりの進め方の中で、総合計画審議会として藤沢づくりと地域づくりの仕組みと進め方という形の構想とか方向性を打ち出している中で、今後の地域計画がつくって、終わりということではなく、永続的に地域のまちづくりにずっと関わっていくのですが、それらが単なる絵に描いた餅ではなくて、それらの活動を永続的に保障していくために、総合計画のまちづくりの進め方の中でも地域経営会議と藤沢づくりの方向性が示されておるわけですから、この方向性をいかに担保していくか。この52ページから53ページに書かれている「私たちの政府づくり」をいかに実現していくか、永続的に地域の住民主体で進めていくか。それをいかに担保していくかが必要になってくるのではないかと。そういう

意味で、総合計画審議会としてもこの方向性を打ち出した以上責任があるのではないかと、それらをいかに担保するかが総合計画審議会の役割でもあるのではないかと考えます。

塚本委員

同じくまちづくりの件ですが、条例の中身をここで決めるわけではないので、条例をつくるという総論的なことを決議することに関しては異論はないと思います。

もう一点は、先ほどの現状値からめざそう値、役割の担い手のパーセンテージの数値と、答申する案としてこの数値が入っていることに異論がないけれども、市民に基本計画ができました、まちづくり計画ができましたよと指し示すときに、このまま行くと、市民の主体性をそいでしまう可能性がある。要するに先に数値が決められているという意識になる。まちは自分たちの手で作っていくんだという、先ほどの防犯のことにしてもあくまでも目指す理想値というのは高いのはしかるべきであって、それに向かう主体性をそぐようなことは絶対あってはならないと思うので、答申案はこれでいいと思うが、ぜひ市民の方々に答申後の計画の具体的なものに関してはビジュアルも多用しながら、その点を中心に政策にかかっていたきたいということを意見として申し上げておきます。

渡辺委員

条例についてですが、原委員とほとんど同じような考え方かと思うのですが、地域まちづくり会議についても湘南台で試験的にできて、それも前倒しでもってどんどん進んできた、そして13地区が全部始めてきたが、定着が完璧でないと思う。いろいろな方からいろいろ話を聞くけれども、「ちょっと待てよ」というところがありまして、これから自治会とかは来年の春には役員改正とかいろいろな問題が出てくるんです。そこで任期切れ等の交代があって、地域経営会議がこれを決めていくには定着することが大事だと思う。そうなったときによくわかっていないという人の方が多いので、そんなにあせってつくらなくても、あるいは市長が信任を受けてからでも遅くはないと思うんです。総合計画審議会で押しつけがましくやるということには腰が引けるというのが私の意見です。

佐賀委員

条例はつくるべきだと思っています。逆に位置づけることによって地域経営会議がしっかりと確立されて、ある意味さまざまな活動なり提案が出てくるという意味では担保してあげなければいけない。ただ、総合計画と地域経営会議のバランス関係の中で、地域経営会議は地域経営会議で、総合計画審議会が上にあるというものではないと思うんです。地域経営会議の皆さんが「おれたちをちゃんと位置づけてくれよと、条例みたいなのが必要だよ」という意見の中でつくっていくのが本来のあり方であって、総合計画審議会がそういうふうにしてつくったらいけないのではないかと、これは、結果としてつくるのは同じだと思うんですけれども、逆に言えば、

市が地域経営会議を設置したのであれば市の責任において市が条例をつくる。市の発案でつくればいいだけであって、総合計画審議会は意見として、そういうのをしてあげたらいいじゃないぐらいいいけれども、それが総合計画審議会の中で、そういう条例が必要なんじゃないかというのが発案になってくるのはおかしいと思っています。

曾根会長

形式的にはあくまでも市長が条例をつくるかどうかであると思いますし、審議は議会ですでにいただくわけですが、総合計画審議会として今までの議論を聞いていますと、条例はあった方がいいという意見が片方あって、もう片方にはそんなに急がなくてもというのがあつた。ただ、この総合計画は多分地域経営会議が機能しないと成り立たないような仕組みになっているような感じを受けるんです。そういう意味で言うと、その基盤を設計しておかないと、条例をどうのと言うよりも、将来的な方向性を正確に位置づけている方がいいのかなというのは、前回申し上げた名古屋のように花火だけ上げて、後から理屈をつけるのはまずいと思っているわけです。着実に進めるためのステップが必要だと。着実に進めるためにはこれからどうするのかというところが今、判断すべきところで、総合計画審議会は条例とか地域経営会議について全く触れずにこのまま答申を市長に渡すのがいいのか、それとも「市長、これは正確に何らかの手を打っておいた方がいいですよ」という形を含めてお渡しするのか、そのどちらかだろうと思うんです。内容に関しては我々の仕事ではないと思っています。

佐賀委員

適切かどうかわかりませんが、受け取る側の市側として総合計画審議会としてもそういう位置づけは必要だという意見もありましたと。また、地域経営会議からおれたちを明確にしてほしい。かつ設置した市も条例が必要と考える。どっちが強いとか弱いではなくて、そういう受けとめ方にしていかないと、総合計画審議会だけが条例が必要ではないかというのはニュアンスの取り方だと思うけれども、そこだけは気をつけた方がいいかなと思います。

曾根会長
事務局

これについてほかの団体からの要望も市長のところに来ていますか。
ほかの団体からも今の地域経営会議の状況も説明しておりますし、会長も委員もおっしゃったように、ここで条例化の中身を検討するわけではなくて、「私たちの政府」による「藤沢づくり」を進めていくときの制度設計をしておかないと、つくって終わりになってしまう。そこで3つあるわけです。1つは審議会としても藤沢づくり、地域づくりを進めていくための制度設計として必要性があるのではないかと。もう1つはそれを受け取った後、市長としては地域の実態がどうなっているのか、地域とそこをどうやって対話していくかというのが課題、それから藤沢市も今までの市政を進めるに当たって、この問題について市として最終的にどう考えているのか

かとすべてを網羅した上で最終的に市長が決断して、どういう時期にどういう内容でやるのかという形になろうかと思えます。前回の議論もそうですけれども、総合計画が次のステップに行くためには基盤の制度設計の必要性、それはまた議会との中できちんと議論をしていただくと同時に、行政側は行政側で100人委員会や地域経営会議ともこれから議論して、意見も聞きながら藤沢市としてどうとらえるかという形になろうかと思えますので、ご理解をいただきたいと思えます。

塚本委員

地域経営会議の位置づけを法的に担保するというに少し抵抗感があるのは、地域経営会議そのものが市民総意ででき上がったものではないからです。地域経営会議のあり方に異論を唱えている市民もいることも事実で、すべての市民から信任されていない地域経営会議を法的に担保するということが含まれているので、抵抗感を感じるんですけれども、それが地域経営会議の位置づけをその条例にどう位置づけるかという中身の議論ですから、それは議会でやればいい話であって、あくまでも総合計画審議会が今日までこの新総合計画を策定してきた中で、しかも条例という形で仕組みそのものを法的担保するために条例の制定もいかがですかという答申については問題はないと思えます。

加藤委員

私もこの総合計画の答申の中に、「条例を制定することが必要であると考えている」という文章が入ることについては異論があります。地域経営会議は市長がつくられた仕組みで、その中身も1日討論でも地域経営会議の冊子を読み返したけれども、よくわからないという中で異論を唱える市民もたくさんいます。今もたくさんの方からこのままでいいのかという中での地域経営会議、それから議会の中でも基本構想に関しては地域まちづくり基金、地域経営会議について16名の議員がこの構想に反対している中で、条例は市長が出されるということであれば、それは議会の判断になりますけれども、答申をするということは、この審議会が市長を後押しするという形にもなるのではないかと思うので、これはプロセスが違うのではないかという意見です。

新井委員

今、いろいろご意見をいただいておりますけれども、藤沢づくりと地域づくりの仕組み、進め方で、2年間進めてきたわけです。それを地域主体の地域づくり、また将来方向をお出しいただき、そのための制度設計として今までの活動、今後の永続的な活動を担保していく。それは総合計画審議会としてそういう方向で進めてきたわけですから、最終的に市長がどう判断するかは別として、総計審として今までの流れ、今までの藤沢づくりと地域づくりの仕組みと進め方の中で、この2年間のものをいかに担保していくか。また、それ以後の永続的な活動をいかに担保していくか、そのための将来方向を進めていくための制度設計として、それを担保してあげ

なさいよ、また、担保してくださいよということは総合計画審議会として強制的にこうやりなさいよということではなくて、総合計画審議会の責務として仕組み、制度設計まで言及することは何らおかしいことではないのではないか。それこそ総合計画審議会の責務として、総合計画審議会が条例の案をつくるわけではありませんので、そういう方向性について担保すべきである。また、そのための制度設計をすべきであるというようなことは総合計画審議会の責務の1つの領域ではないかと私は考えます。

佐賀委員

答申に対して反対しているわけではなくて、答申を受け取る市長が審議会からだけ言われたわけではなくて、いろいろな機関なり地域経営会議から、そういうものが必要だと言われたようなとらえ方をしてほしいという流れにしていかないと、総合計画審議会が上からかぶせる形で、これをした方がいいというのはいかがなものかと、私はそれをするなということではないということだけはとらえていただきたいと思います。

事務局

おっしゃるとおりで、答申はいただきますけれども、当然、時間をかけて行政内部で検討していくわけで、行政としても地域経営会議との意見交換や制度設計を考えております。

玉村委員

総合計画をつくるときは悩ましいことが起きて、この活動のスタートのときも書いて終わりの計画づくりではなくて、いかに動くものにしようかというところが大きなポイントだったと思います。そこでまず基本構想の考え方をしっかりと練ろうじゃないかと、直前まで議論して、だからこそ地域内分権などを折り込んでやってきたわけです。それを踏まえて基本計画に行って、きょうに至ったわけです。この段階でもう1つ、これも藤沢市の力だと思うけれども、あえて何らかの仕組みづくりも考えてくださいよくらいのレベルで入れようと。すなわち基本構想があつて、基本計画という計画だけでなく、動かす方の仕組みも考えないと総合計画は機能しないのではないかということ言うのは、総合計画審議会として違和感はない。皆さん、おっしゃったとおり、いろいろなところでいろいろな議論があるのは地域として健全なことなので、ほかのところではこういう議論がありますというようなことを出していただいても大いにかまわない。総合計画をつくっていくということを我々のミッションから言うと、そういう基本構想を踏まえたからこそ基本計画が出てきて、動かす仕組みとして条例もあつたらいいじゃないですかというのは別段違和感がないと思いますし、そこまで言えるのであれば、審議会の1つのスタイルとしていいのではないか。だからこそ実施計画としていかに進めるかということも今後議論ができる。そうでないと、実施計画もお任せしますになってしまう。ですから、そっちの方も言うのもこの段階としてはあり得ることかと思えます。

曾根会長

皆さんのご意見を集約しますと、地域経営会議というのは現実にあるけれども、まだ、認知度も低い。それから具体的に動かしているけれども、はっきりとした位置づけは人によってかなり解釈の差がある。これは総合計画審議会の方から言えば、総合計画を実施するときに、特に地域内分権というところの制度設計はあった方がいいですよと、それを誰がどういう形でやるのかはともかくとして、具体的には地域経営会議がそこに入るんでしょうけれども、その制度設計は条例化なりきちんとした制度設計の見取り図をつくっておいた方が、この総合計画は動きますよと。そこまでは多分共通理解だと思います。ただし、まだ認知度が低かったり、中身において解釈に相当差があるというところをもう一步進めておいた方が多分いいんでしょうけれども、それは総合計画審議会の仕事ではなくて、市なり各地域なりがお考えになっていただきたいと思います。

方向としては条例にするというのは具体的なことで、そこを制度設計を何らかの形で担保しておいた方がいいと、それは考えた方がいいですよというのを答申に含めて市長に申し上げる。そこから先は市長の方がどういうふうに条例にするのか、制度をどういうふうに詳細に設計するのか、あるいは制度ではなくて理念にするのか、その辺のところはお考えいただきたいということは、大まかの了解かなと。中身に関してこの審議会が事細かに言うことではないと、大体、その辺でご了解いただいたということで、よろしいでしょうか。具体的な修正部分に関してはご意見ございませんでしたので、この案を答申案としてご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

曾根会長

ご異議ありませんので、この案を総合計画審議会として市長に答申する基本計画といたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

曾根会長

その他について、何かありますか。

事務局

若干お時間をいただいた後に第2部に入らせていただきます。

××××××××××××××××××××××××××××××××

曾根会長

これより第2部といたします。

進行は事務局にお願いします。

事務局

それでは、藤沢市総合計画審議会曾根会長から藤沢市新総合計画基本計画について、市長へ答申書をお願いいたします。

曾根会長

答申書を朗読いたします。

「藤沢市新総合計画基本計画について(答申)」

2009年(平成21年)8月2日に「藤沢市新総合計画について」(基本構想及び基本計画)を諮問されました。

藤沢市総合計画審議会は、藤沢市新総合計画基本構想に基づいて、基本計画の策定に当

たり、藤沢市地域経営戦略 100 人委員会、地域経営会議等の多様な意見提案に耳を傾けるとともに、「藤沢の選択、1 日討論」（討論型世論調査）の結果を踏まえ、検討を重ねてまいりました。基本構想で明らかにしました私たちの政府で創る藤沢づくりの基本は、「新しい公共」と「地域分権」です。この理念に基づき、市民、地域と行政が創る藤沢市独自の地域経営や市民自治を踏まえた「私たちの政府」を実現し、「自らが創る公共の仕組み」を生み出すことを前提に当審議会としての基本計画の策定を行いました。

また、新総合計画（基本構想・基本計画・実施計画）の実効性を高めていくためには、「新しい公共」と「地域分権」の理念に基づき、市民、地域と行政が協働、連携して地域主体のまちづくりを推進していくための仕組みとしての条例を制定することが必要であると考えております。

藤沢市新総合計画基本計画の策定に当たっては、総合的かつ専門的に 8 回にわたり慎重に審議を尽くした結果を、別冊のとおり答申します。以上 』

藤沢市総合計画審議会代表して、会長の私から市長へ答申をお渡し申し上げます。（市長へ答申提出）

事務局 ありがとうございます。

それでは、市長からお礼の言葉をお願いします。

海老根市長 本日は、藤沢市新総合計画基本計画の答申をいただきました。誠にありがとうございました。

お話にもありました今年の 8 月 2 日に諮問をさせていただいて、新しい総合計画の策定がスタートしたわけです。審議会は三層構造の仕組みに基づいて多様な主体、また幅広い市民の声に耳を傾け、スピード感を持って取り組んでいただき、その結果、2 月の基本構想、そして今回基本計画と「私たちの政府」がつくる「藤沢づくり」の期待に満ち溢れる答申をいただくことができました。大変うれしく思っております。また、これだけの情報を体系化していただくまでには、委員の皆さんには一方ならぬお力をいただいたと思います。この場をかりまして、改めて感謝申し上げます。

私は、この新総合計画の基本計画を基本構想で明らかにした「新しい公共」と「地域分権」の理念に基づき、市民や地域、行政が手を携えて藤沢づくり、地域づくりに取り組んでいく。このことによって藤沢に暮してよかった、一生住みたいと多くの市民の皆さんに感じていただくための基本となるのではないかと考えています。市民の皆さんの思いやライフスタイルは時代を反映してか千差万別ですが、地域社会で、また藤沢で市民の皆さんが共感できることは必ずあるというふうに信じております。基本計画の策定に当たっては、市民力、地域力と行政力が大いに発揮され、委員の皆さんのご支援のもとに、1 つ 1 つ共感できる目標や活動の指針が導き出され、まるで糸をつむいでいくように計画書がつ

くられたと感じております。市民の気づきという生活実感などから導き出されました「ふじさわ未来課題」は、「藤沢づくり」を進めていく上で市民と地域と行政が共有する課題と言える。その課題を解決していくために、市域全体のまちづくり計画と13地区ごとの地域まちづくり計画が両輪となって、20年後を見据えた「藤沢づくり」が始まるのではないかと考えております。

この基本計画の計画期間は初めて人口減少の時代を迎え、社会経済状況が大きく転換をし、これまで誰も経験をしていないさまざまな課題に直面しなければならない12年間ということになるわけであります。まさに成長路線から成熟路線へ、少子高齢化社会における市民自治のあり方、地域の姿、市民、地域と行政の協働のあり方といったものをこの基本計画を基に、先駆的な新しい市民自治の藤沢モデルとして発信をしていくことが大変重要であると考えています。

あわせて審議会の皆さんから、「新総合計画の実効性を高めていくためには、「新しい公共」と「地域分権」の理念に基づき、市民、地域と行政が協働、連携して地域主体のまちづくりを推進していくための仕組みとしての条例を制定することが必要である」という答申をいただきました。私はこの答申を真摯に受けとめて、条例化も含め検討を進めていきたいと考えているところであります。この答申を踏まえ、「私たちの政府」がつくる藤沢づくりを実現していくために、私は市民の先頭に立って、「新しい公共」と「地域分権」の理念に基づき、多様な主体とのパートナーシップを築きながら、市民、地域と行政で新たな藤沢を創出できるよう努めてまいりたいと思っております。総合計画審議会の皆さんにおかれましては、引き続き、実施計画の策定、総合計画の進捗管理に当たっていろいろな分野の専門的なご見地からご指導、ご助言をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、改めて答申をいただいた皆さんに感謝を申し上げて、お礼のあいさつにかえさせていただきます。本当にありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。それでは、進行を曾根会長にお返しいたしますので、よろしく願いいたします。

曾根会長

皆さんのおかげをもちまして、本日、市長へ基本計画の答申をお渡しすることができました。私からも委員の皆様へお礼を申し上げます。

今後は、基本構想と基本計画を踏まえ、市の実施計画の策定や総合計画の進捗管理等に対しても皆さんの専門的なご意見、ご助言をいただきながら、審議会としても見届けていきたいと思っております。今後ともよろしく願いいたします。

本日、事前に出されている議題は以上ですが、そのほか何かあります

か。

事務局 次回の審議会の日程は、11月20日（土）午前10時から、場所は藤沢市保健所となります。

曾根会長 以上をもちまして、第15回総合計画審議会の案件はすべて終了いたしました。本日はありがとうございました。

午後4時00分 閉会

各会議体の会議開催状況について

1 地域経営戦略100人委員会分科会

(1) 開催概要

- ア 日時 2010年9月22日(水) 午後7時～午後9時
- イ 場所 市役所新館7階第7会議室

(2) 開催結果

公募委員により、領域別に市域全体の実施計画(まちづくり事業)の準備及び検討を行った。

2 地域経営戦略100人委員会

(1) 第14回会議

ア 開催概要

- (ア) 日時 2010年10月10日(日) 午前10時～11時45分
- (イ) 場所 明治公民館体育室

イ 開催結果

実施計画(まちづくり事業)の準備及び検討を行った。

(2) 第15回会議

ア 開催概要

- (ア) 日時 2010年11月3日(祝) 午前9時30分～11時35分
- (イ) 場所 明治公民館体育室

イ 開催結果

まちづくり推進に関する条例についての説明を行うとともに、実施計画(まちづくり事業)の他地区及び領域での事業を踏まえた横断的な検討を行った。

3 庁内新総合計画検討会議

(1) 第11回会議

ア 開催概要

- (ア) 日時 2010年10月7日(木) 午前9時20分～10時5分

(イ) 場所 市役所経営戦略会議室

イ 開催結果

策定した基本計画についての確認を行うとともに、実施計画（まちづくり行政事業（全市））事業検討及び精査に係る留意事項についての確認を行った。

(2) 第12回会議

ア 開催概要

(ア) 日時 2010年11月17日（水） 午前8時～8時30分

(イ) 場所 市役所経営戦略会議室

イ 開催結果

実施計画（まちづくり行政事業（全市））事業の再精査及び再精査に係る留意事項についての確認を行った。

4 新総合計画基本計画説明会

(1) 開催概要

ア 日時 2010年10月13日（水） 午前10時～11時45分

イ 場所 市役所新館7階第7会議室

(2) 開催結果

市幹部職員を対象に、策定した基本計画についての概要を説明するとともに、実施計画（まちづくり行政事業（全市））事業検討及び精査に係る留意事項についての周知を図った。

5 わいわい・がやがや・わくわく会議

(1) 第16回会議

ア 開催概要

(ア) 日時 2010年10月8日（金） 午前10時～午前11時45分

(イ) 場所 保健所3階大会議室

イ 開催結果

基本構想の副読本企画案の中間発表及び評価を踏まえ、企画案の再構築を行った。

(2) 第17回会議

ア 開催概要

(ア) 日時 2010年10月27日(水) 午後2時～午後4時30分

(イ) 場所 保健所3階研修室

イ 開催結果

基本構想副読本の企画案の詳細検討を行った。

(3) 第18回会議

ア 開催概要

(ア) 日時 2010年11月12日(金) 午後2時～午後4時30分

(イ) 場所 保健所3階研修室

イ 開催結果

基本構想副読本の企画案の詳細検討を行った。

また、基本構想副読本から導入のための啓発物への企画転換を図り、製作を進めた。

6 市議会議員全員協議会

(1) 開催概要

ア 日時 2010年10月5日(火) 午後1時30分～

イ 場所 市議会議場

(2) 開催結果

議事概要のとおり

藤沢市議会議員全員協議会（10月5日開催）の議事概要

1 件名

新総合計画策定の取組について（報告）

2 議事

(1) 市長説明

多様な主体の検討，市議会からの意見により基本計画を策定した。基本計画の構成は，永続的な藤沢づくりのための準備段階として，プロセスを重視しながら，実践の中で課題も見えてきた。地域経営会議の意見聴取を行いながら実施計画，条例化についての検討を進めていきたい。

(2) 経営企画部長説明

9月に開催された議員全員協議会以降，めざそう値，役割の担い手等の集計作業を進めてきたところである。追加修正点について説明した。めざそう値については，図表等を用いて分かりやすいものとしたい。

(3) 質疑

議 員 今気づいたことだけだが，申し上げたい。①審議会で答申された条例化についての経過，意見を説明して欲しい。②市長から地域経営会議との意見交換を行うとのことであったが，すべての市民の声を把握することが必要ではないかと思うが，市長の考え方をお示しいただきたい。③資料5，実施計画の検討は誰が行うのか。④新しい公共と地域分権を前提としているが，行政の役割が狭められているのではないか。⑤難解な言葉が多く，羅列してある言葉で市民が市域に望んでいることに直接的に結びつかないと思われる。⑥メッシュ構造の具体的な例を示していただきたい。

市 長 ②地域経営会議との意見交換については，既に1度実施している。具体的には海の駅，バイクシェアリング等に対して，実現の可能性や今後の公共施設整備のあり方を聞いて，来年度予算の中で，早く手を打つべきものを考えていく。市民の意見聴取については，これで十分とは考えていない。討論型世論調査を含め，もっといろいろな声を聞く必要がある。

ると考えている。

部 長 ①審議会としては4回の議論の場を持った。論点としては、基本構想に基づく基本計画を永続的に進めていくなかでの支える仕組みが必要ではないかという点、条例を制定すべきか否かという点、理念条例とすべき点などである。意見としては、策定期間が遅い、地域に負担を強制するのではないかなどの意見があった。実施計画における地域から挙がっている市域全体の課題については、現在検討中である。③協働と連携の視点で活動する主体が検討していくものである。④⑤行政の役割については、後退ではなく、様々な主体による生活実感に基づく活動の中で行政責任を明確にし、果たしていきたい。⑥メッシュについては、地域と市域の重層構造のイメージである。

議 員 ①意見を言えないサイレントマジョリティ、ひきこもり等に対して目安箱等で対応して欲しい。②条例化のスケジュールと内容について示して欲しい。③行政の後退ではないというが、行政責任の後退である。役割の担い手の行政がどれも20%程度しかなく、この点からも後退と思われるがいかがか。

部 長 ②今後のスケジュールについては、市としてはパブリックコメント、地域経営戦略100人委員会との意見聴取等を含め、2月議会を目指しながら進めてまいりたいと考えている。③役割の担い手は、誰に担って欲しいのかということをも市民の声から表現しているもので、行政がやるべきことはきっちりやっていきたい。

議 員 ①討論型世論調査での地域経営会議の認知度は。②条例化について、市が主導的に行わなかったのか。

部 長 ①湘南台ではモデル地区で27%、討論型世論調査では討論前で35%となっている。地域経営会議の役割、位置づけまで認知いただくことが課題であり、機会を捕らえて周知をしてまいりたい。

部 長 ②経過から再度申し上げると、行政で自治基本条例のあり方の検討を踏まえながら、本市の総合計画策定の経過、プロセス、実践の中で検討を進めてきた。その中で、総合計画のフレームや理念の中で明らかになった部分を含めて検討している。

議 員 ①審議会では議会選出議員から危惧が多く出ていた。他の委員からは、地域経営と総合計画を動かすために条例の必要性があるという意見がでていた。②法的根拠がないまま基本構想の議決をしたことは無効ではないか。

部 長 ①永続的な活動のための条例化の必要性として検討している。②議決に際しては問題がないものと認識している。

以 上

実施計画策定に当たっての考え方と取組状況について

1 実施計画の目的

実施計画は、「実施するための計画」として、基本構想の理念及び基本計画の目標、視点等を踏まえ、「重点・ふじさわ未来課題」の状況の改善を目指し活動することによって、以って将来像の実現を図ることを目的とする。

2 実施計画策定に当たっての行政経費に関する考え方

(1) 総合計画事業費の考え方

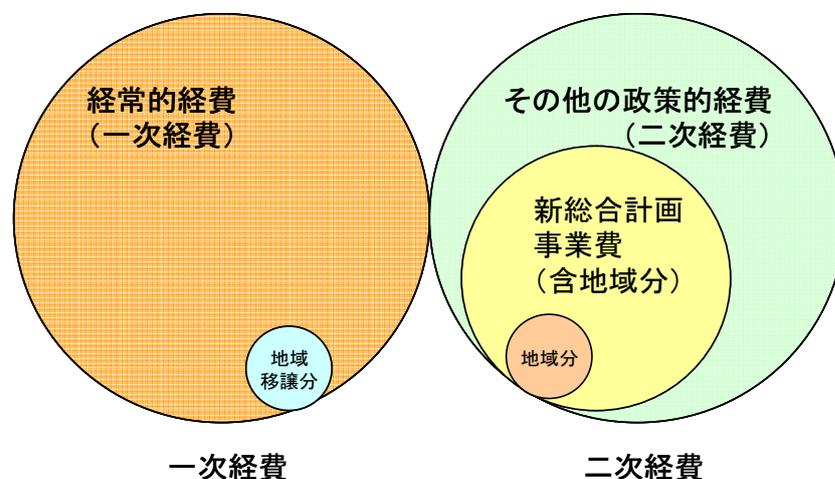
昨今の社会経済情勢及び将来的な少子化、高齢化による市税収入の減少から総合計画事業費については、その事業の進捗を担保するに当たり一定の需要額を担保する必要がある。

その一方で、今後も継続すると予想される急激な社会経済情勢の変化に迅速かつ適切に対応するための流動的な政策的経費を確保する必要があるため、行政経費（予算）を次のとおり区分し、総合計画事業費を位置づける。

ア 行政経費（予算）は一次経費（経常的経費）と二次経費（政策的経費）に区分する。

イ 二次経費（政策的経費）を新総合計画事業費とその他の政策的経費に区分する。

ウ 新総合計画事業費は、市域全体のまちづくり事業費と地域まちづくりに関する事業費に区別する。



(2) 政策仕分け

政策仕分けは、実施計画と中長期財政計画及び短期財政計画との整合性、関連性を明確にし、経営資源の有効配分の視点や新しい公共と地域分権の視点など、戦略性をもって「選択と集中」を図るため、政策的経費等の事業に対して仕分けを行うものである。

●中長期財政計画調査による政策仕分けの基準について

- ①政策的経費（二次経費）を次の区分により、新総合計画事業費とその他の政策的経費に仕分けする。
- ②下記のA・Bに該当する事業以外を総合計画事業候補とし、9月1日に候補事業を示達する。A・Bに該当する事業は、その他政策的経費事業とする。
- ③中長期財政計画調査事業以外の新しい公共の視点等による事業は、総合計画事業候補として別途追加する。

●その他政策的経費事業

CD	区分	対象事業例等
A	毎年経常的に実施する事業	・システム等の改修・維持管理・賃借等
		・施設の維持保全等の整備・改修等
		・まつりや講演会等、毎年定期的を実施しているイベント等
		・補助金交付規則に基づく資金援助補助金で毎年経常的に支出するもの
B	法に基づく義務的事業等	・経常的な事務経費に類するもので、新たな施策要素がない事業（大規模プロジェクト事業を除く）
		・法定事務経費（繰出金、負担金等）、扶助費（市単上乗せなし） ・市単上乗せのない補助費等

●総合計画事業候補

CD	区分	対象事業例等
C	市単独・市単上乗せ事業	医療給付、扶助費・補助金等
D	マニフェスト事業	既に実施済みの事業を含む
E	新たな計画等に関する事業（象徴的な戦略的事業）	市庁舎建替、LRT、子宮頸がんワクチン等
F	基本計画の戦略目標・政策を実現するための新しい公共による事業	災害対応型自動販売機の設置、バイクシェアリング事業、総合市民図書館市民運営費、公民館市民運営費等
G	部門計画に基づく、公共施設等の再構築、長寿命化事業	個別事業について、事業手法、財源構成等から別途審査・決定する
H	広域連携事業	パスポートセンター開設準備費、消防広域化調査検討事業費等
I	都市構造・都市フレームを実現するための必須事業（国県事業の促進等を含む）	湘南横浜国道、横浜藤沢線等や区画整理事業、大規模プロジェクト事業等
J	将来を見据え研究・検討すべき事業	条例の制定、計画策定、中核市等
K	地域まちづくり計画を実現するために全市計画に位置付ける事業	基本計画期間内に事業と財源確保が確実にできる事業
L	基本計画の戦略目標・政策を実現するために必須な事業	政策を実現する主たる事業

3 計画事業に関する考え方

(1) 市域全体のまちづくり計画関連事業

市域まちづくり計画の「重点・ふじさわ未来課題」の実現を目指して、戦略目標、政策に基づき市域全体で取り組む事業を対象とする。

事業候補は、次の視点を踏まえて選定する。

ア 「私たちの政府」による藤沢づくりを進めるため、「地域経営」「新しい公共」「地域分権」「広域連携」の視点に立った事業を構築すること。

イ ふじさわ未来課題と藤沢づくりの戦略目標に合致した事業であるかなど、事業内容や事業効果、事業規模、財源等を十分精査すること。

ウ 「新しい公共」を実現し、複雑多様化する市民ニーズや都市の課題を的確に把握した公共サービスを提供するため、公民連携事業の積極的な展開を検討すること。

エ 事業再構築の視点による事業見直しを前提とすること。

(2) 地域まちづくり計画関連事業

地域まちづくり計画の「重点・ふじさわ未来課題」の実現を目指して、地域まちづくり目標、地域まちづくり活動に基づき、地区ごとに特性や強みを活かして取り組む事業を対象とする。

事業候補は、次の視点を踏まえて選定する。

ア 地区独自の新規事業を検討すること。

イ 従前より地区で取り組んでいる事業については、地区の特徴、独自性を検討すること。

ウ 市域全体の施策として展開している事業で、地域で対応を行うものについては、地域への執行事務の移譲を検討すること。

(3) 市域全体及び地域の事業整理と連携

分散化による二重投資や非効率性を防止するため、市域全体と地域での事業整理と連携を図る。

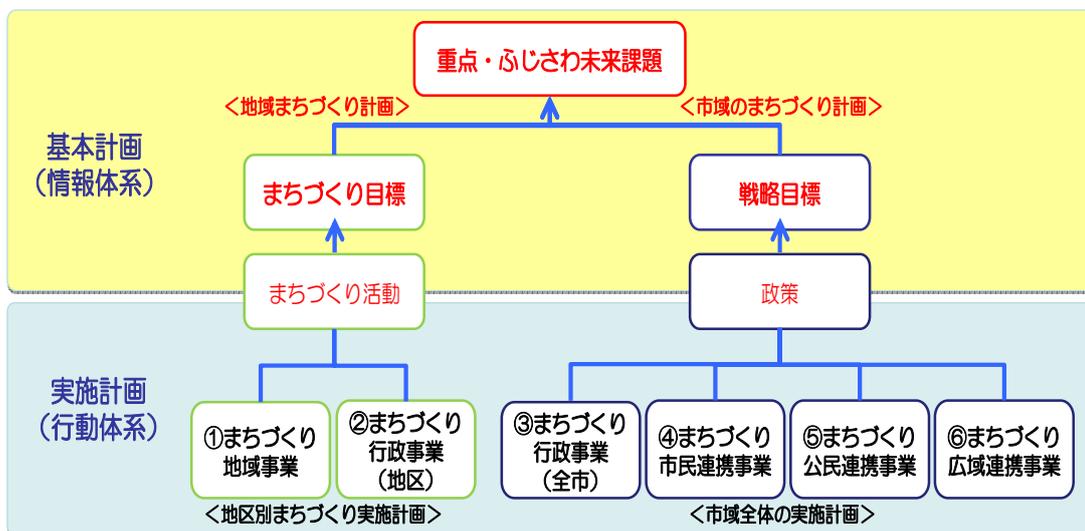
ア 市域全体の実施計画事業はハード、指導者養成、地区別まちづくり実施計画事業は運用といった役割分担の中で地域特性を発揮する。

イ 市域全体の実施計画と地区別まちづくり実施計画事業との事業連携が必要な場合、地区での検討結果を踏まえ市域全体で対応する。

ウ 地区別まちづくり実施計画事業のうち、検討後に市域全体の実施計画事業とするものについては、平成34年度までの事業実施時期、事業手法（公民連携、歳出平準化）、事業内容、予算等を精査する。その際は、市域の担当部門に検討段階からの連絡調整を密にし、市域全体の実施計画と地区別まちづくり実施計画が連携するように対応する。

4 計画事業の区分

実施計画事業は、まちづくり事業と定義し、その活動の主体と連携に基づき、次のとおり区分する。



(1) まちづくり地域事業

各地区の様々な組織、団体、個人が主体となり、地域経営会議が連携、協働、調整を促しながら推進する事業

(2) まちづくり行政事業（地区）

市民センター・公民館が主体となり、地域の声を聞きながら、地域の様々な組織、団体、個人と協力して、行政責任で推進する事業

(3) まちづくり行政事業（全市）

全市的な観点から、行政の様々な部署において、各地区の実態やニーズ、全市的な課題を踏まえて、行政責任で推進する事業

(4) まちづくり市民連携事業

全市的な観点から、様々な市民団体、NPO、企業、学校などが連携をして、また、地区間で連携して推進する事業

(5) まちづくり公民連携事業

様々な市民団体，NPO，企業，学校などと，行政とが連携をして，推進する事業

(6) まちづくり広域連携事業

藤沢市と各種の行政機関（国，県，周辺市町など）が広域で連携して，推進する事業

5 主なまちづくり事業の取組状況

(1) まちづくり行政事業

480事業（全市約240事業，地区約240事業）について事業査定を実施している。

(2) まちづくり地域事業

130事業を素案として，地区集会等での意見交換を実施している。

(3) まちづくり市民事業

次のとおり提案募集を行っている。

ア 企業

地域貢献計画提出事業者に対して，まちづくり市民事業の提案募集を実施している。

イ 市民団体等

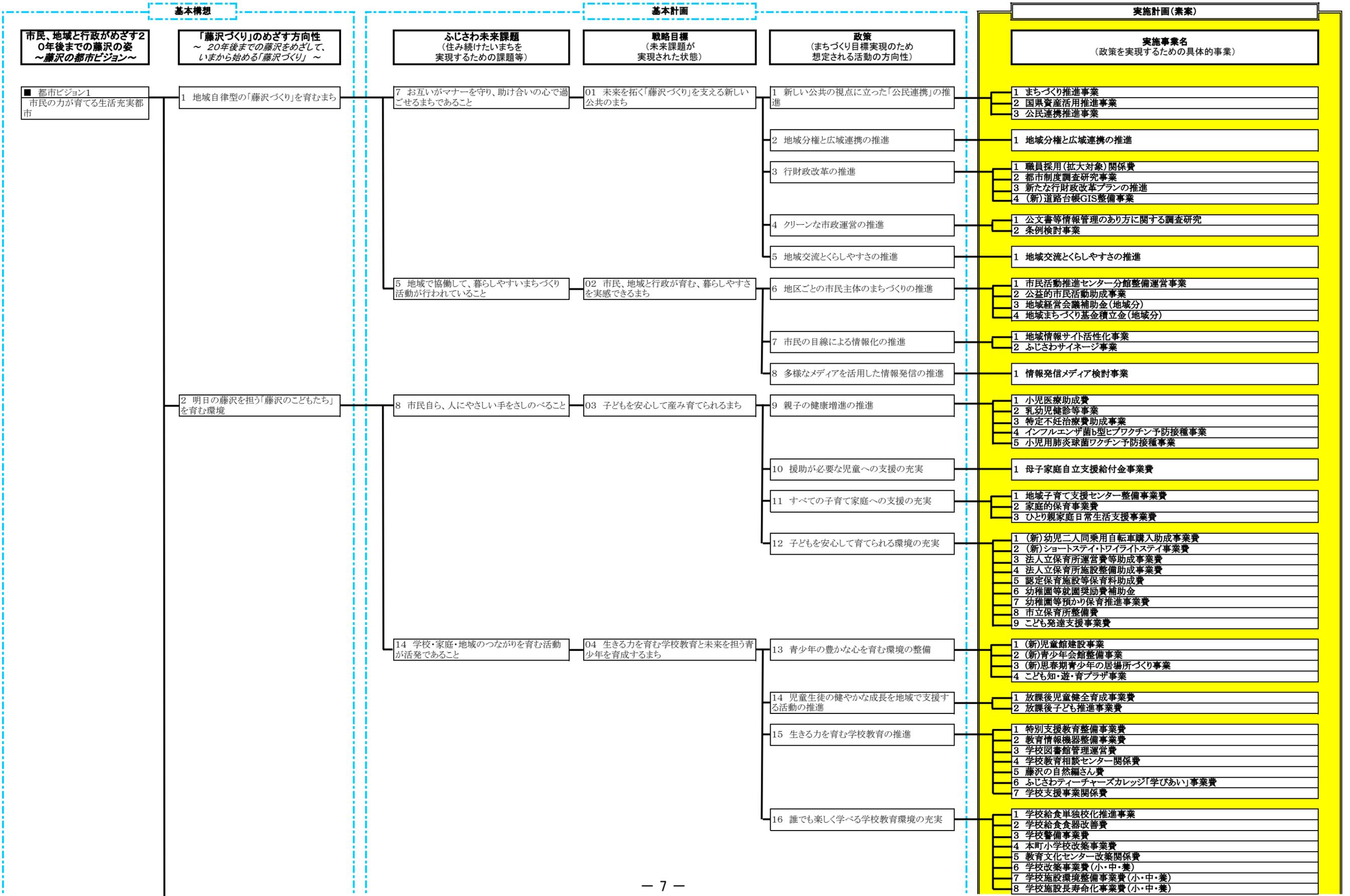
藤沢市市民活動推進センター登録団体に対して，まちづくり市民事業の提案募集を実施している。

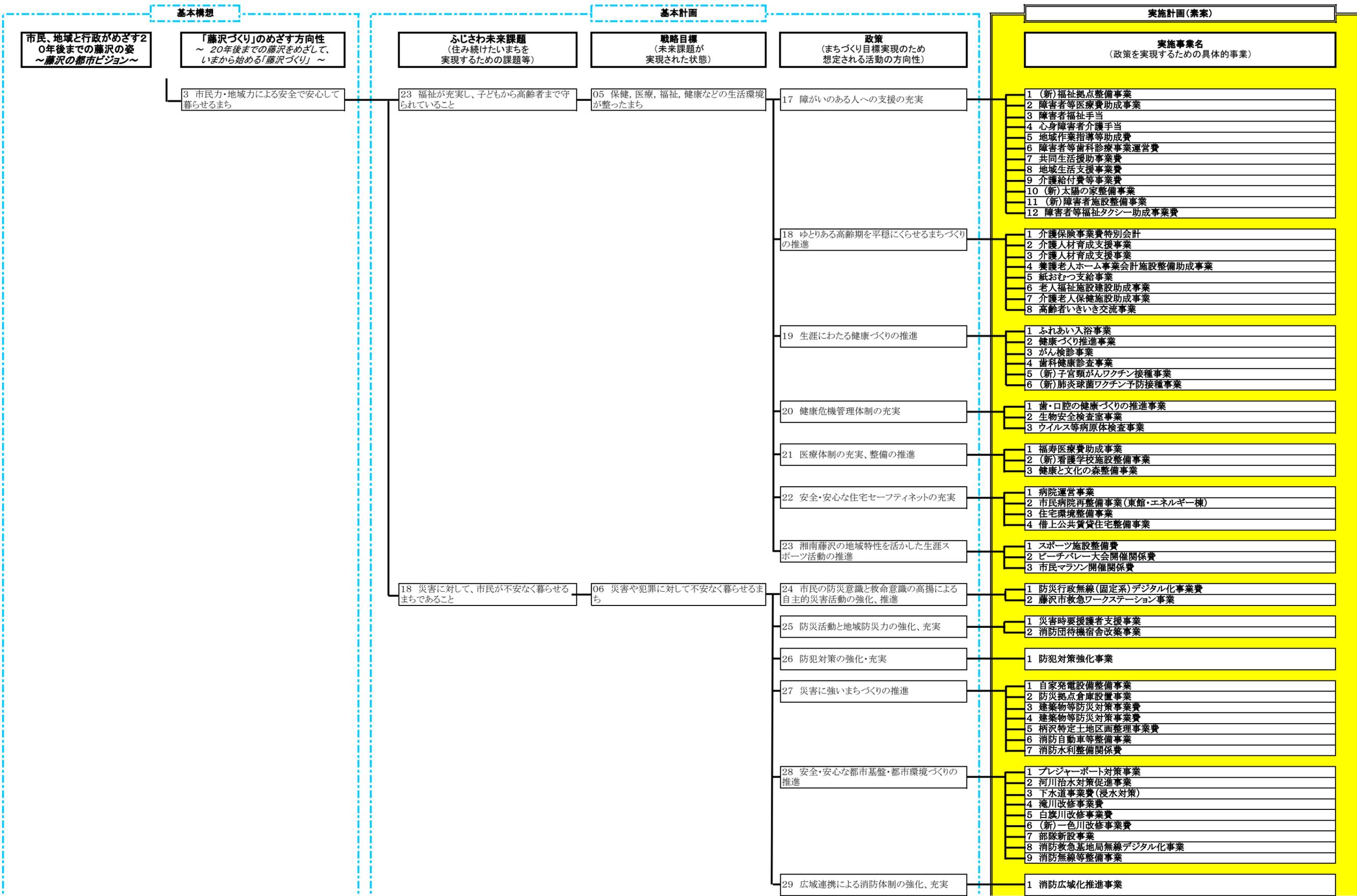
ウ その他

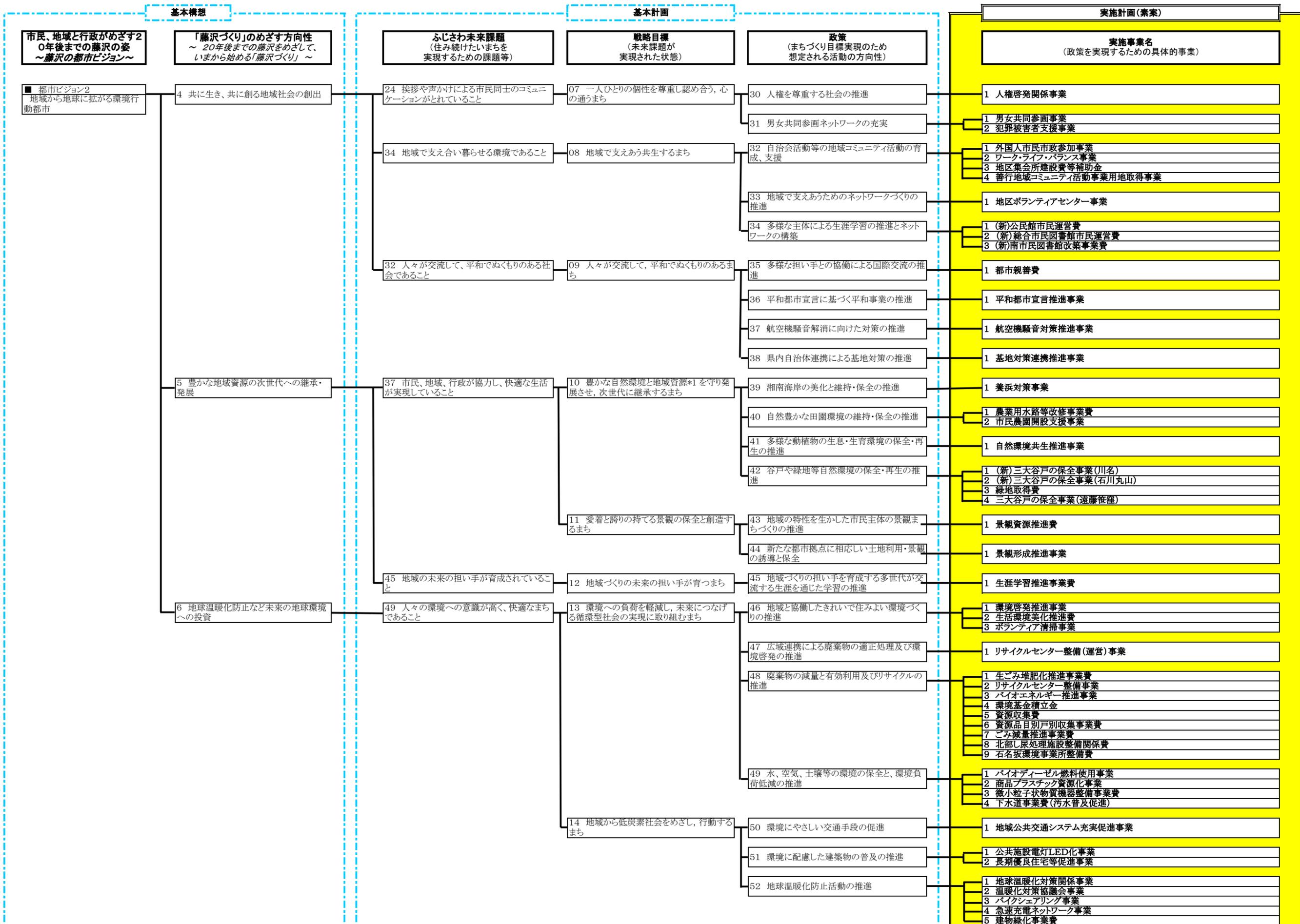
まちづくり市民事業に関する実施シートについて，インターネットに公開し，提案募集を実施している。

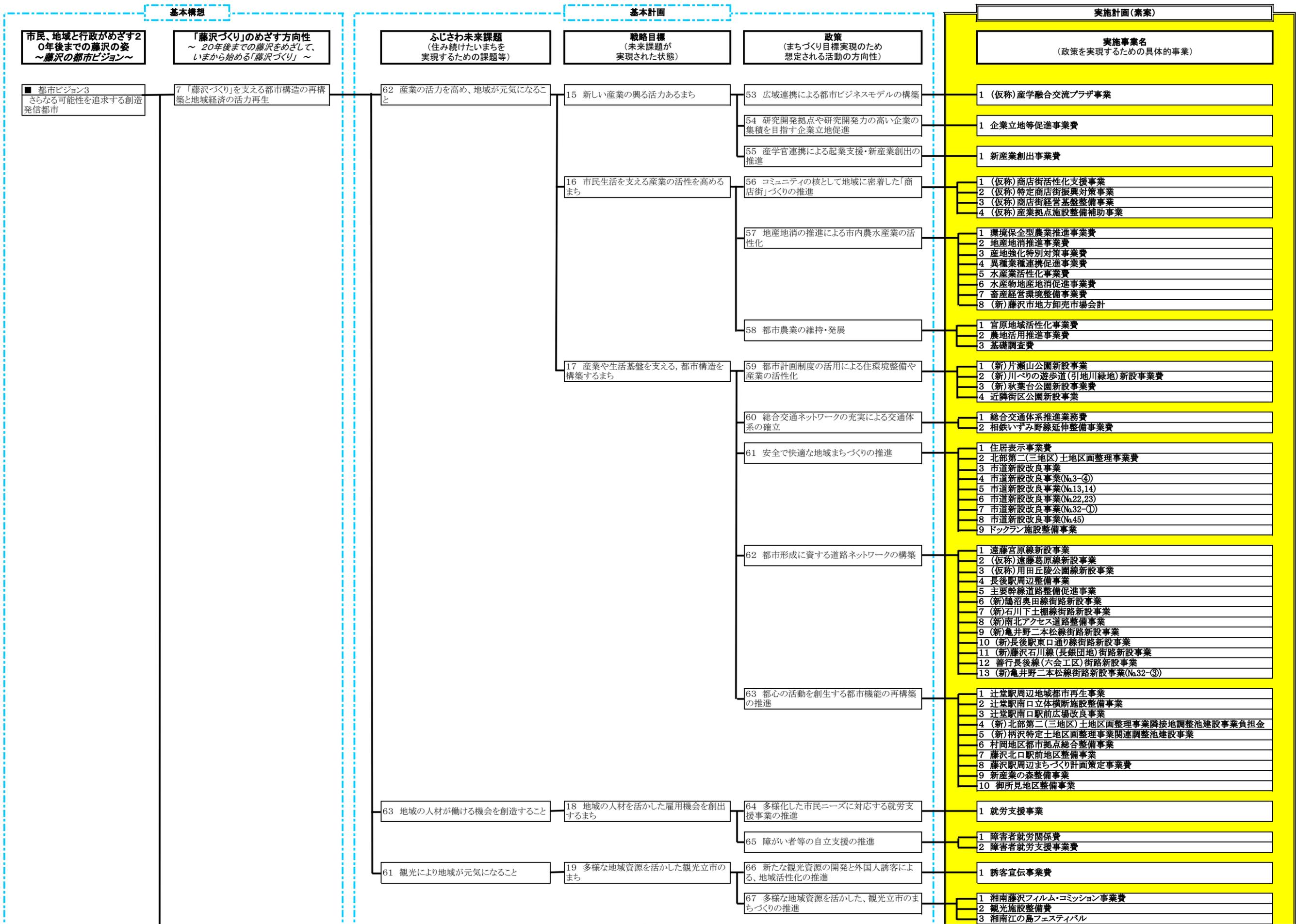
市域全体のまちづくり計画・実施計画(案・要求ベース)

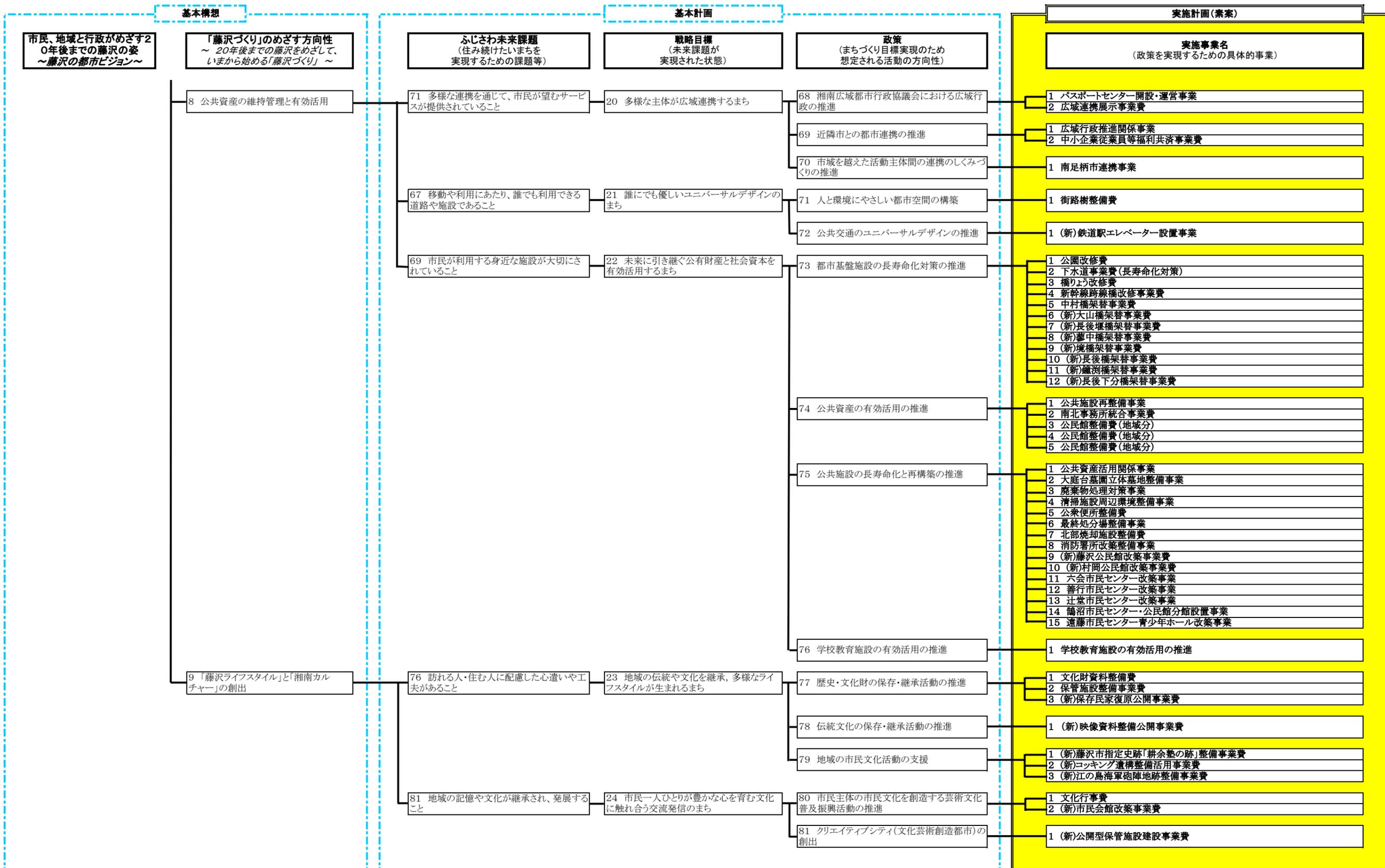
将来像 「私たちの政府」が創る、いまでも未来も住み続けたいまち「湘南ふじさわ」



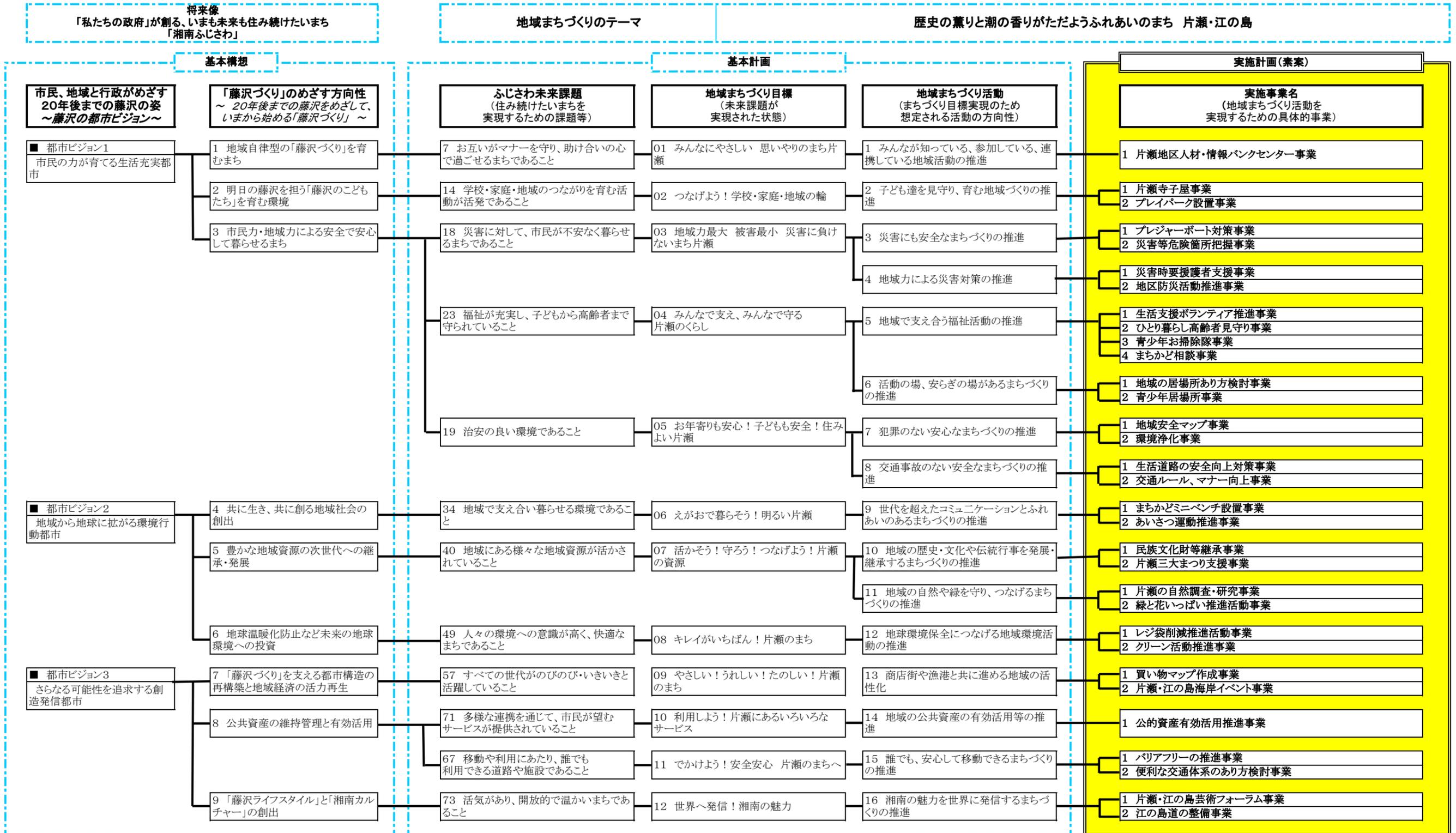




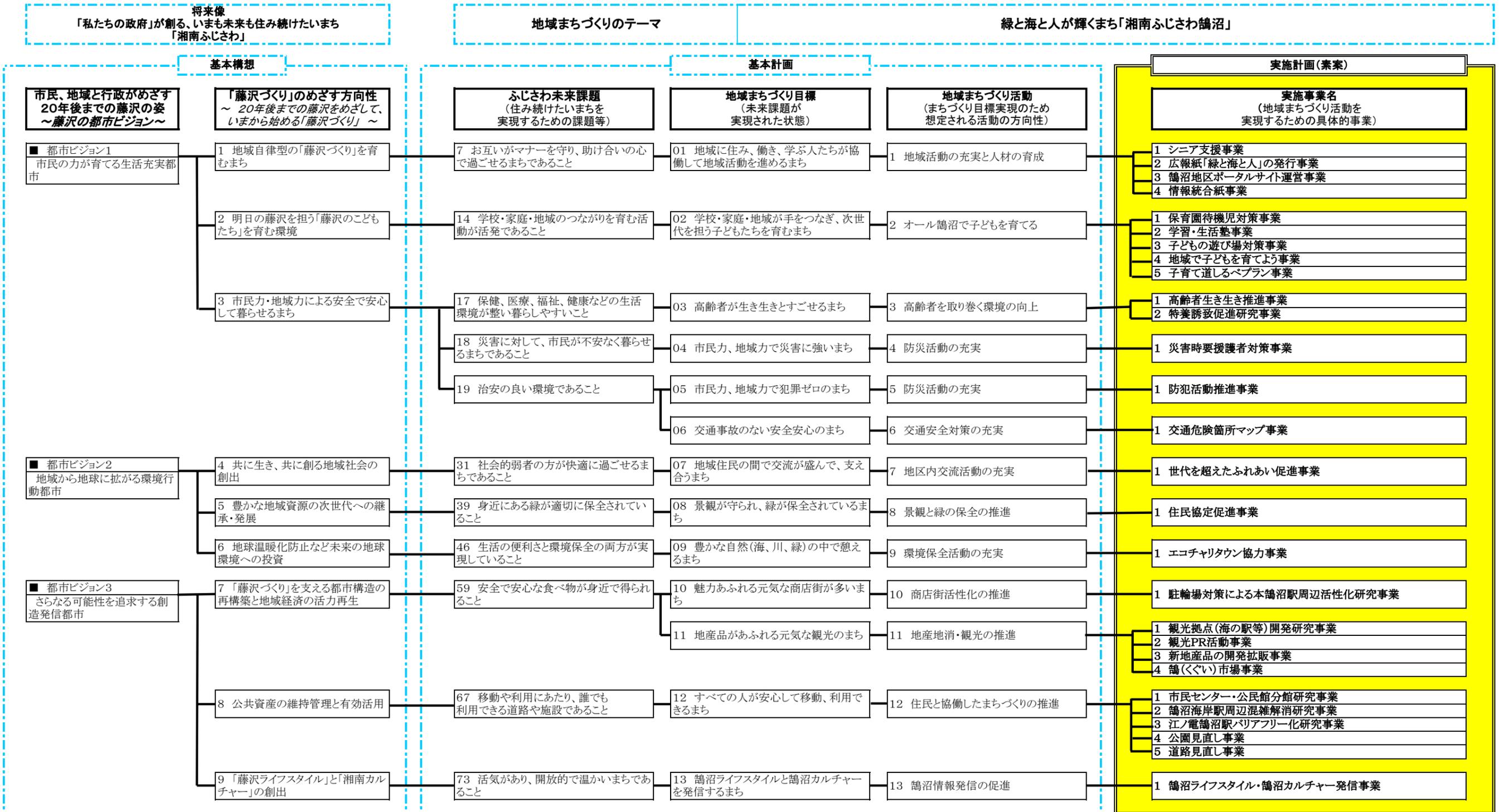




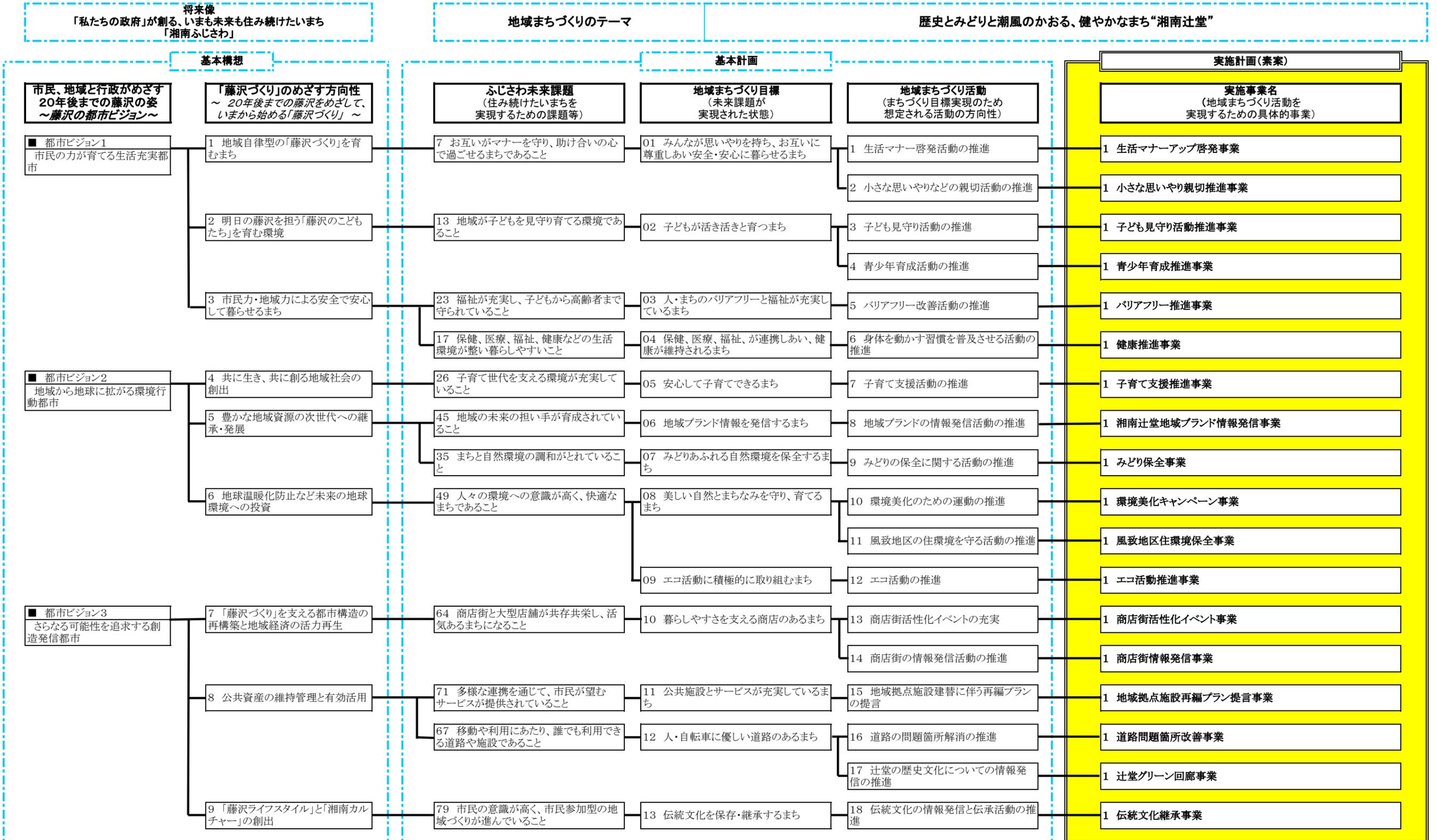
片瀬地区地域まちづくり計画・実施計画(案)



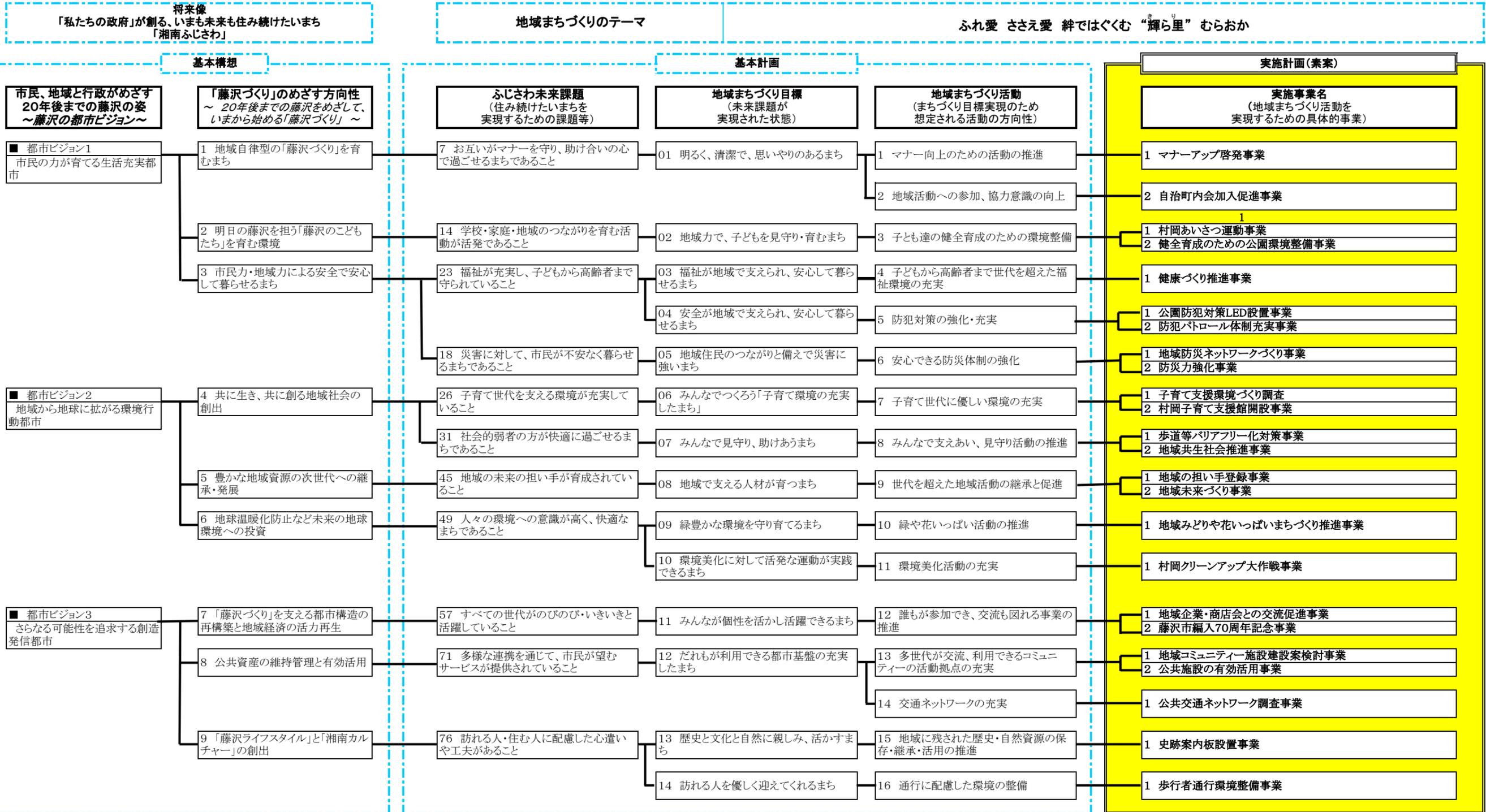
鶴沼地区地域まちづくり計画・実施計画(案)



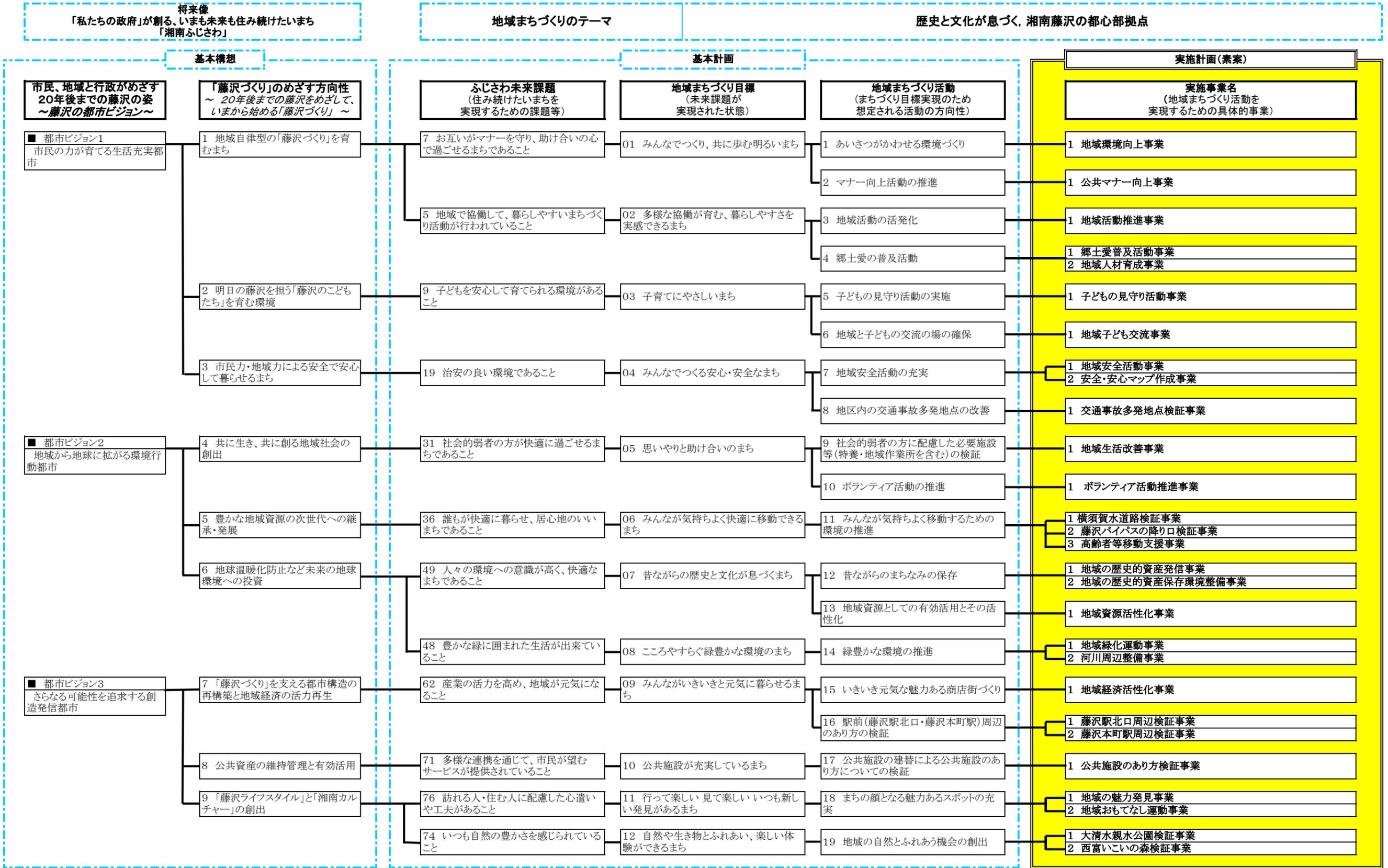
辻堂地区地域まちづくり計画・実施計画(案)



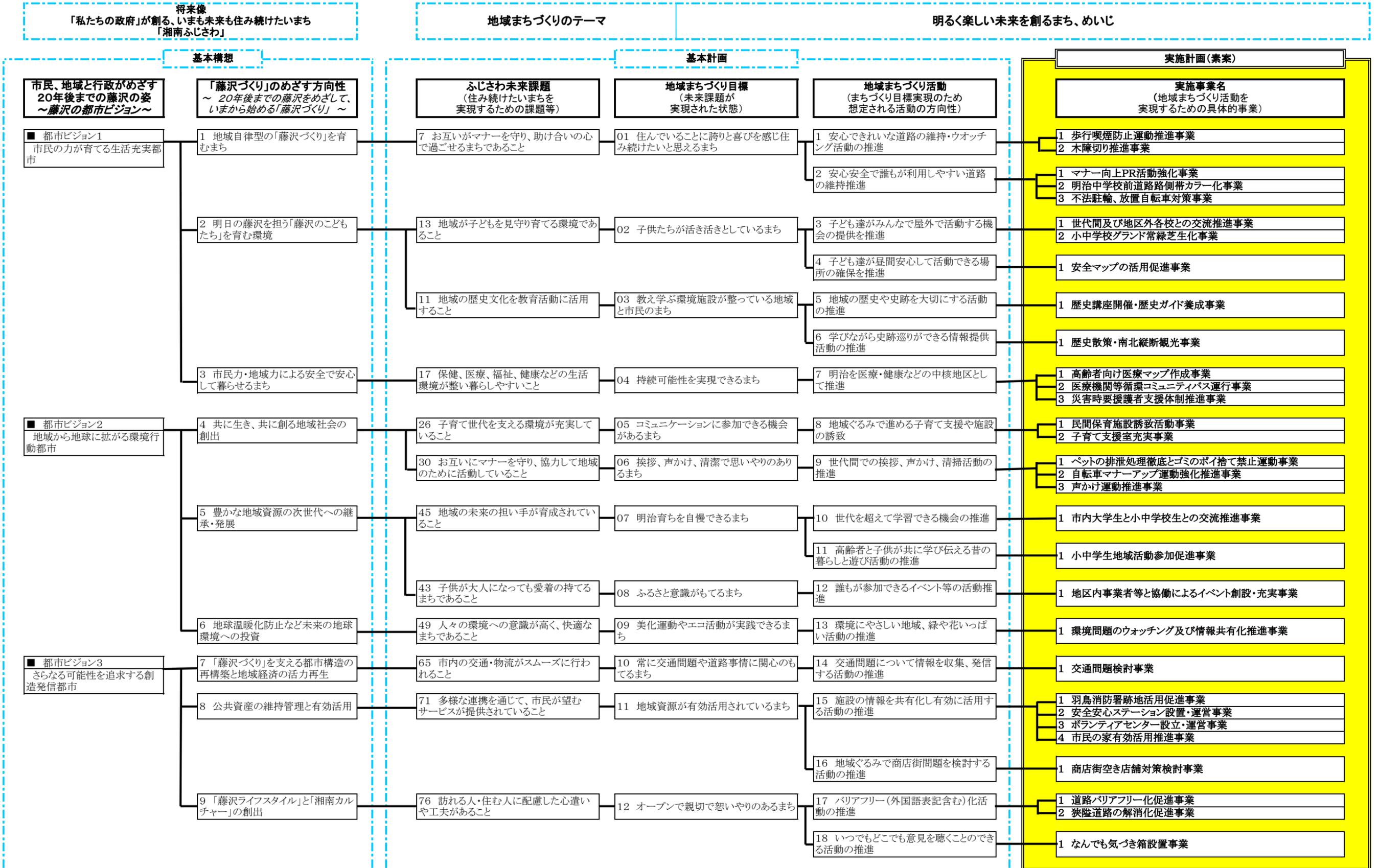
村岡地区地域まちづくり計画・実施計画(案)



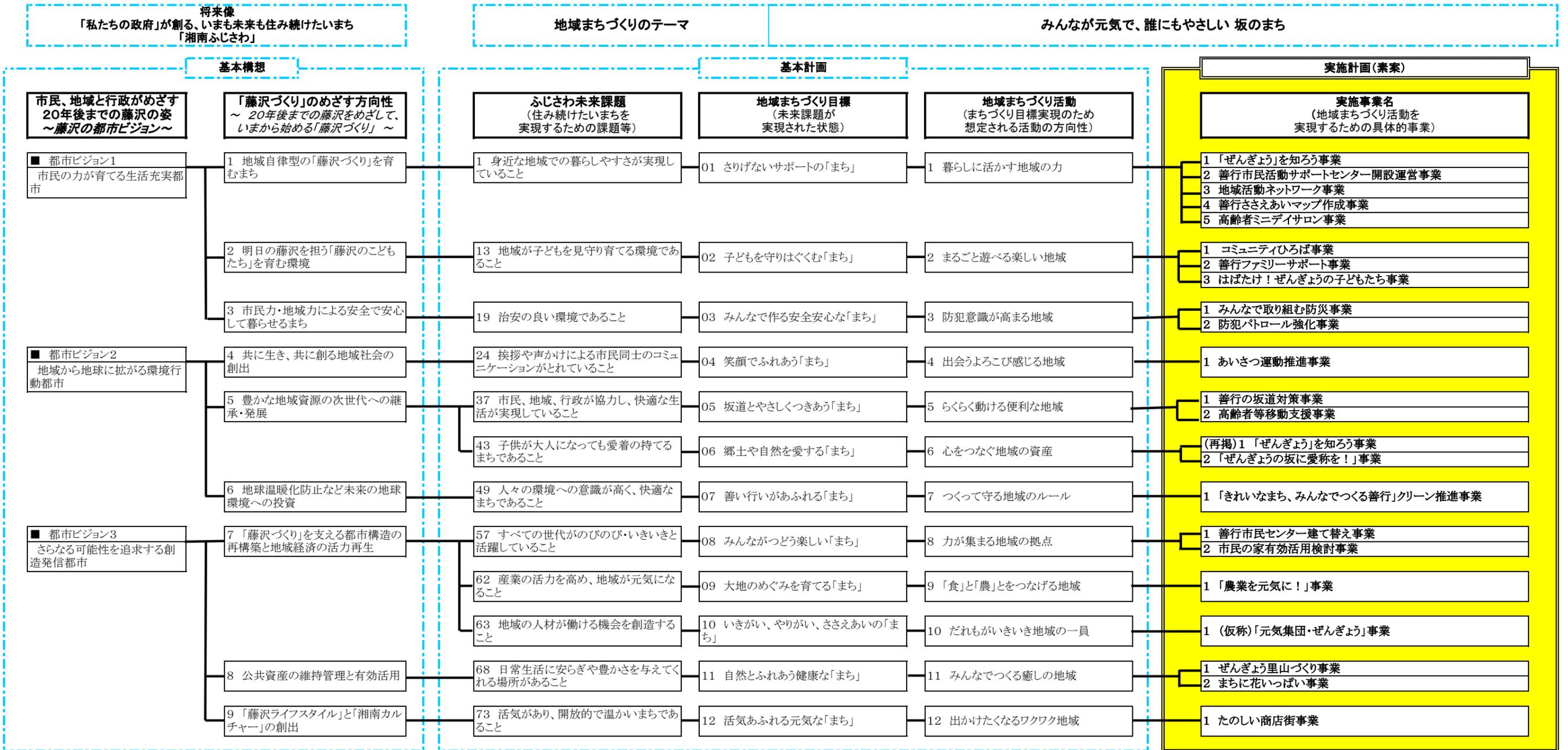
藤沢地区地域まちづくり計画・実施計画(案)



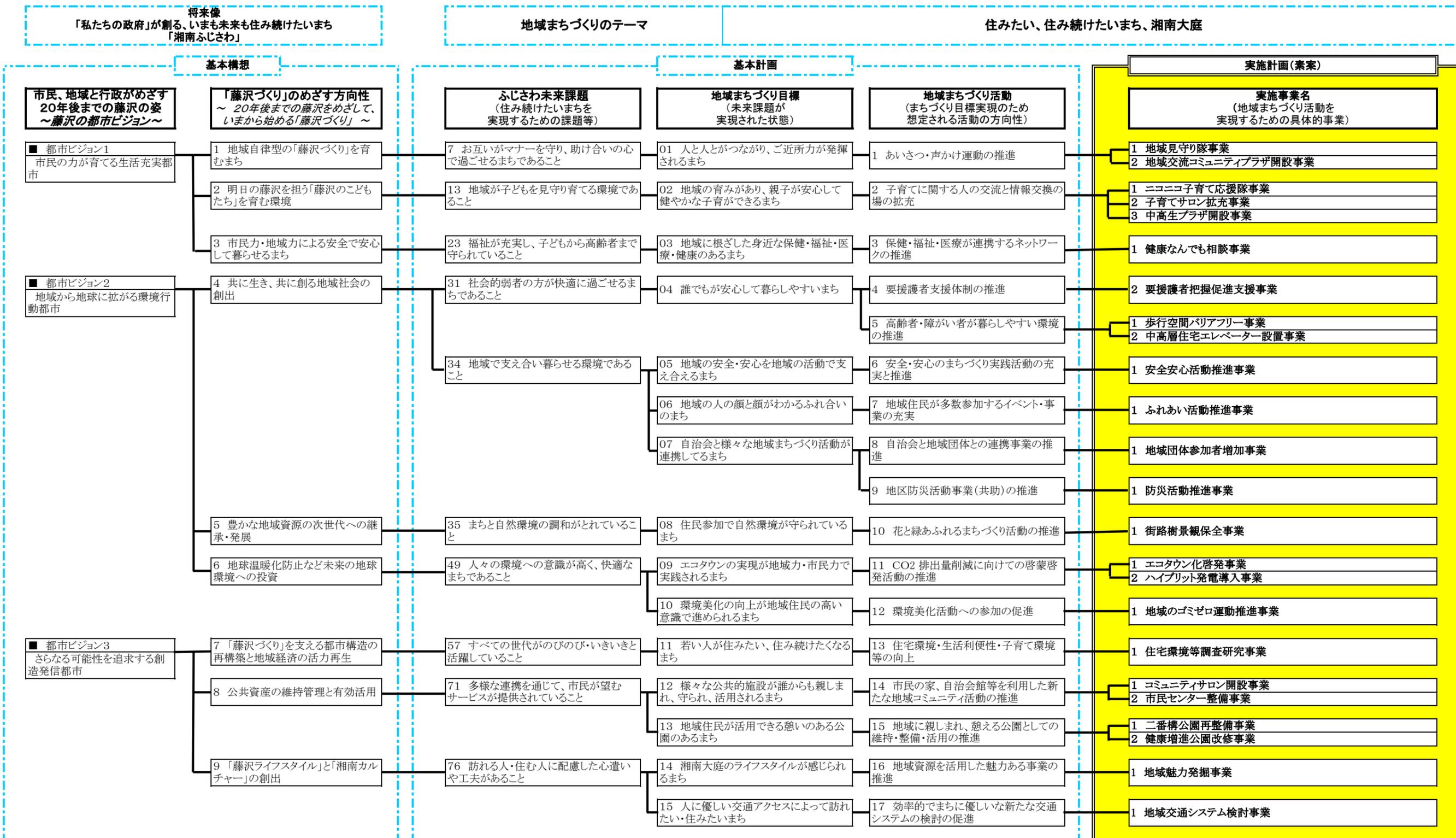
明治地区地域まちづくり計画・実施計画(案)



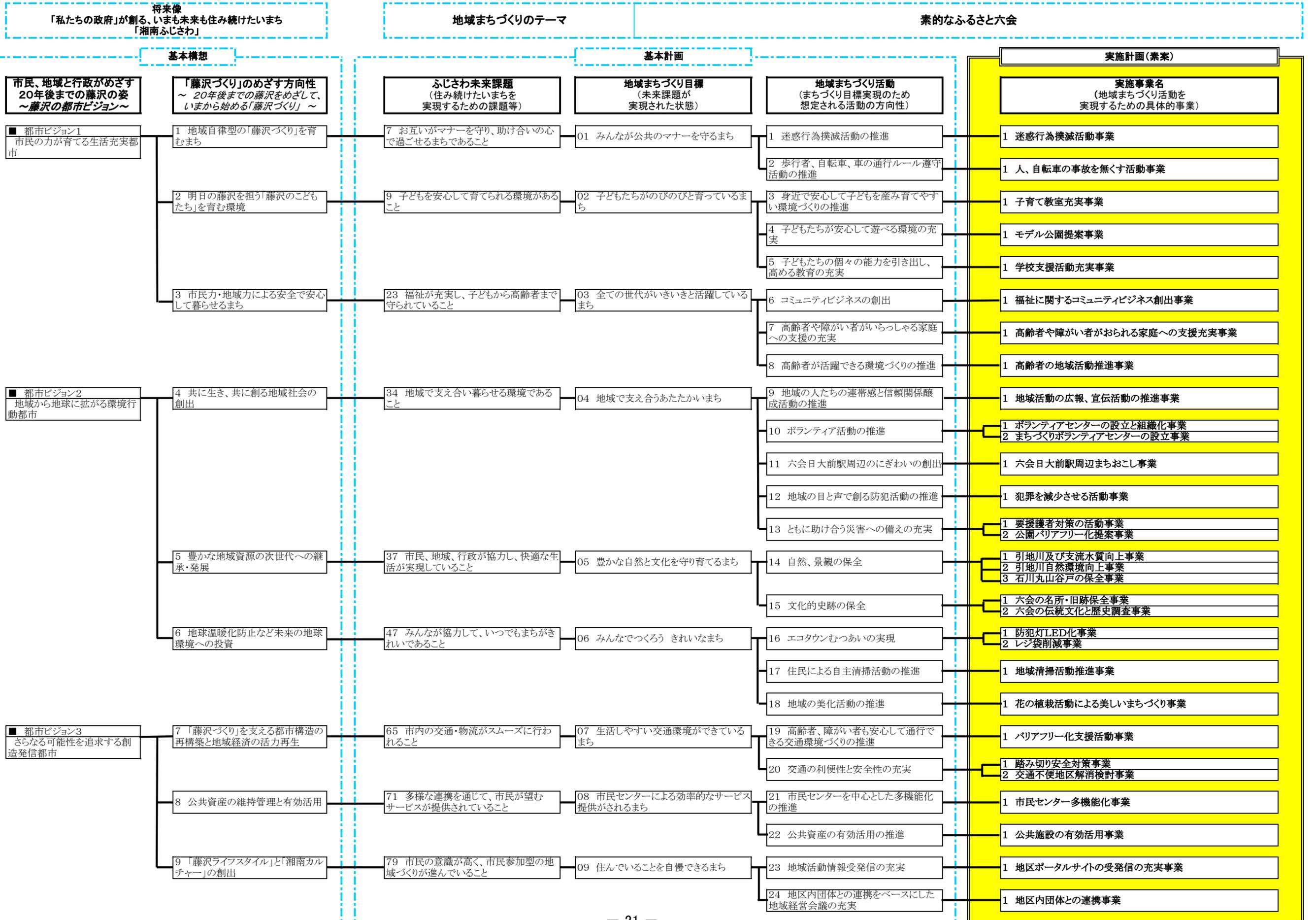
善行地区地域まちづくり計画・実施計画(案)



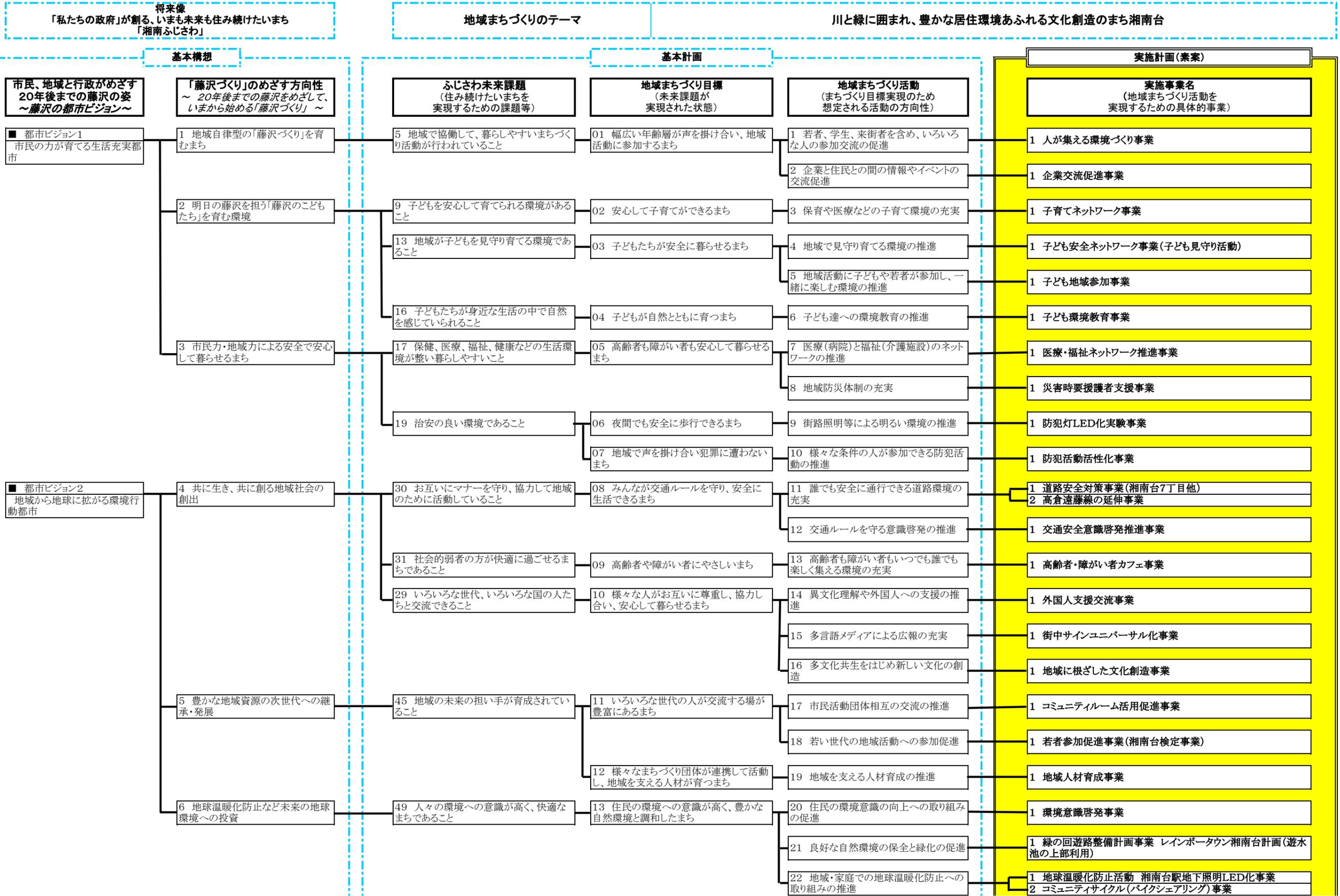
湘南大庭地区地域まちづくり計画・実施計画(案)

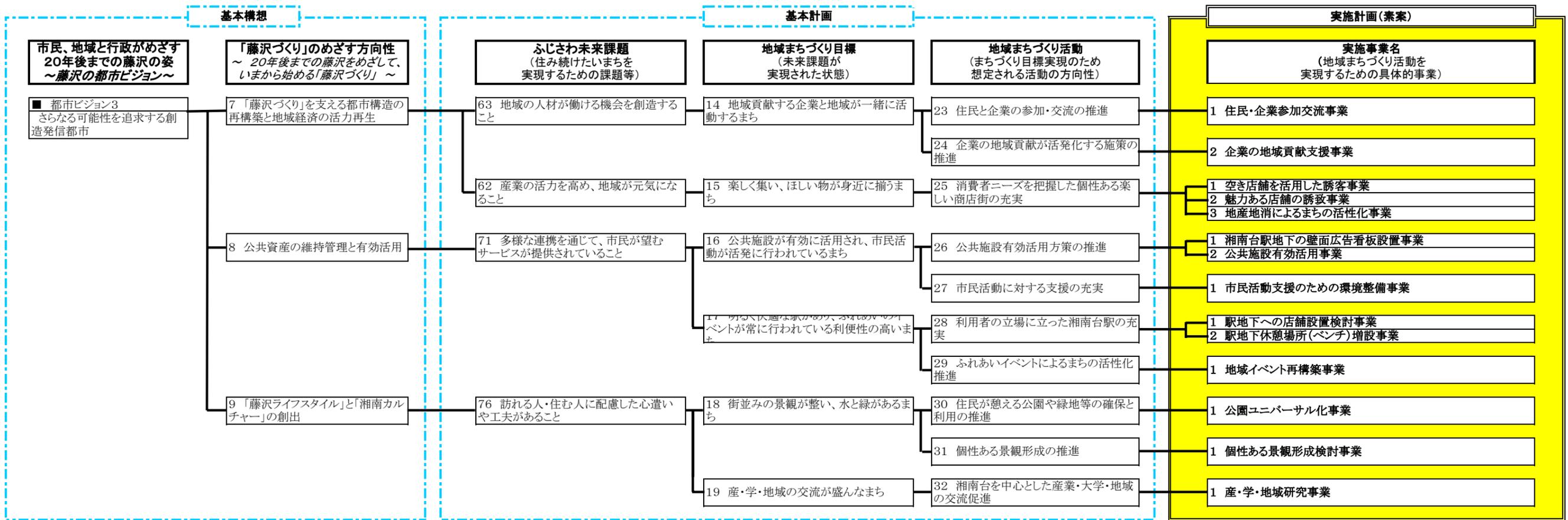


六会地区地域まちづくり計画・実施計画(案)

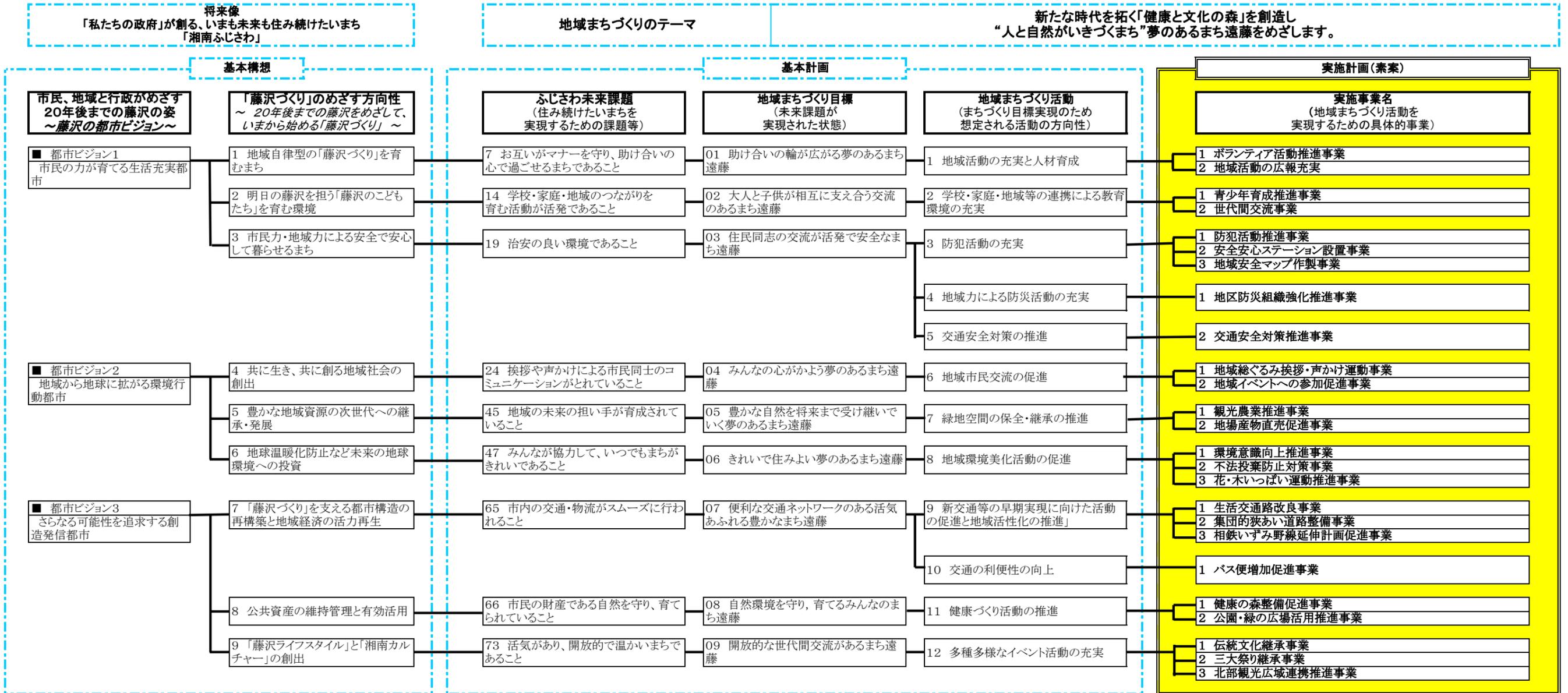


湘南台地区地域まちづくり計画・実施計画(案)

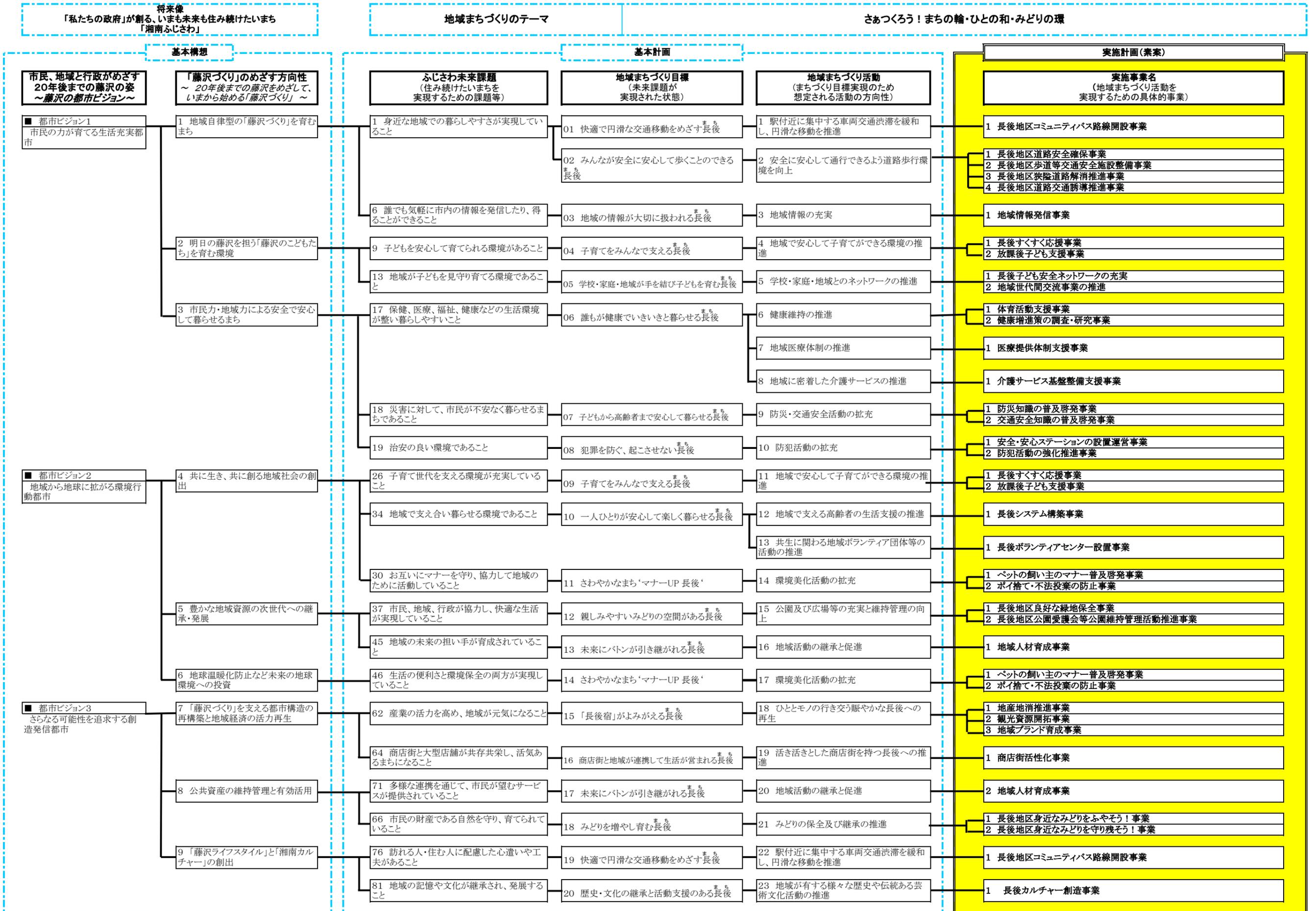




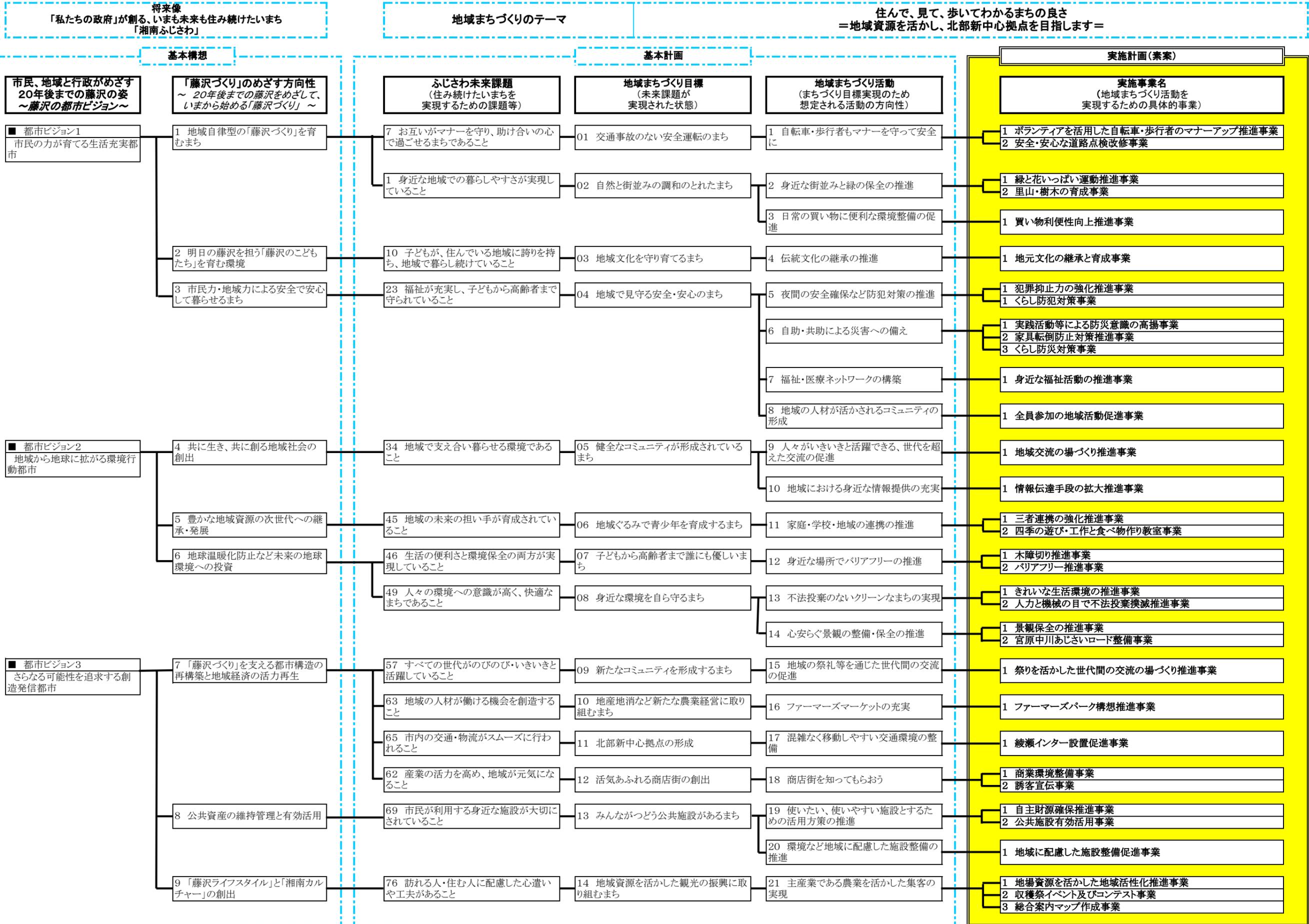
遠藤地区地域まちづくり計画・実施計画(案)



長後地区地域まちづくり計画・実施計画(案)



御所見地区地域まちづくり計画・実施計画(案)



基本構想の副読本について

1. 第10回藤沢市総合計画審議会（5月8日）において、基本構想副読本等の検討についての確認事項

① 基本的事項

1) 対象年齢

小学校5年生～中学生

2) 趣旨

ア 子どもから大人まで、新総合計画基本構想の理念を共有し、将来像の実現に向けた夢とロマンの溢れる藤沢づくりの推進に向けた活動へと結びつける。

イ 基本構想第2章「私たちの基本構想」を判りやすく解説する内容とする。

3) 配布対象

全戸配布を予定

② 編集方法

イラスト，図表を多用し，わかりやすい構成としたい。

③ 編集体制

1) プロジェクトチームを編成し，事務局が行う。

2) 総合計画審議会にはプロセスごとに確認をいただく。

④ 完成時期

2011年2月（配布については別途）

2. 策定について

① 作成する副読本の性格

藤沢市新総合計画基本構想を広く市民に周知するため、一部概要を小学生5、6年生から中学生にまで理解できる副読本を作成する。

② 文章構成等の基本的考え方

1) 表紙を含め、12Pでまとめる。

2) 文書表現等

- ・ 基本構想における将来像、基本理念、都市ビジョン、藤沢づくりのめざす方向性等のタイトル及び主要なキーワード等は、原文とする。
- ・ 読者層は、小学生5、6年生から、主婦層、高齢者までの市民全体とするため、タウン誌や新聞等に記載される中学2、3年生程度の文書表現を基本とする。
- ・ ただし、全体の構成やカラー表示、イラスト等を入れ込むことで、小学生5、6年生や中学生も関心をもち読んでもらえるものとする。

3) 文書構成

副読本	副読本に記載する基本構想の内容
表紙	(別途作成)
1 P	第1章 ①表題 私たちがめざす藤沢の未来と新しい総合計画 ②はじめに ・副読本の説明 (基本構想 P3) ・総合計画の目的 ・新総合計画の位置づけ (基本構想 P4)
2 P	③新総合計画のフレーム ・新総合計画のフレーム図 (基本構想 P4) ・基本構想、基本計画、実施計画の概要 (基本構想 P5.6)
3 P	・計画策定のプロセス (基本構想 P7.8) ・市民力、地域力、行政力の相関図 (基本構想 P8)
4 P	第2章 ④基本構想の全体像 (基本構想 P10)
5 P	⑤私たちの政府宣言と私たちの政府で進める藤沢づくり (基本構想 P11、12、13)
6 P	⑥地域分権 (基本構想 P13)
7 P	⑦将来像と3つの基本理念 (基本構想 P14、15、16)
8 P	⑧都市ビジョン (基本構想 P17、18)
9 P	⑨藤沢づくりのめざす方向性 (基本構想 P19、20、21)
10 P	⑨藤沢づくりのめざす方向性 (基本構想 P19、20、21)
裏表紙	(別途作成)